

第九十三回国会 建設委員會議録 第二号

昭和五十五年十月十七日(金曜日)
午前十時三十分開議

出席委員

委員長 稲村 利幸君

理事 池田 行彦君 理事 内海 英男君

理事 中村 靖君 理事 村岡 兼造君

理事 木間 章君 理事 中村 茂君

理事 伏木 和雄君 理事 渡辺 武三君

理事 大野 明君 理事 鹿野 道彦君

理事 金丸 信君 理事 鶴田利太郎君

理事 田村 良平君 理事 竹中 修一君

理事 谷 洋一君 理事 登坂重次郎君

理事 中西 啓介君 理事 堀之内久男君

理事 村田敬次郎君 理事 井上 普方君

理事 小野 信一君 理事 山花 貞夫君

理事 横山 利秋君 理事 林 保夫君

理事 瀬崎 博義君 理事 林 百郎君

出席國務大臣

建設大臣 齊藤滋与史君

國務大臣 原 健三郎君

(国土庁長官)

出席政府委員

内閣官房内閣審議室長兼内閣總理大臣官房審議室長 石川 周君

国土庁長官官房長 谷村 昭一君

国土庁土地局長 山岡 一男君

国土庁土地振興局長 四柳 修君

法務省民事局長 貞家 克己君

農林水産大臣官房審議官 矢崎 市朗君

建設大臣官房長 丸山 良仁君

建設省計画局長 官繁 護君

建設省都市局長 升本 達夫君

委員外の出席者

文部省体育局長 戸村 敏雄君

厚生省業務局長 有本 亨君

農林水産省構造改善局建設部整備課長 須藤良太郎君

運輸省港灣局倉庫課長 橋本 信明君

建設省都市局下水道部長 遠山 啓君

建設省河川局次長 佐藤 毅三君

自治省税務局固定資産税課長 渡辺 功君

消防庁消防課長 野沢 達夫君

消防庁危険物規制課長 椎名 泰君

建設委員会調査室長 川口 京村君

十月十七日

農住組合法案(内閣提出第一三三号)は本委員会に付託された。

十月十六日

山村振興対策の充実強化等に関する陳情書(福岡市中央区天神一の一の八全国山村振興連盟福岡県支部長川島稔(第三九号))

桃花台ニュータウンの開発に伴う関連公共事業等の促進に関する陳情書(愛知県議会議長竹下喜兵衛(第五四号))

早明浦ダム上下流の治山治水対策等促進に関する陳情書(四国四県議会議長正副議長會議代表高知県議會議長小松雅外三名(第五五五号))

モデル定住圏計画の推進に関する陳情書(四国四県議會議長正副議長會議代表高知県議會議長小松雅外三名(第五五六号))

地方有料道路事業の経営改善に関する陳情書(中国四国九県議會議長正副議長會議代表愛媛県議會議長宇都宮光明外八名(第五七五号))

住宅地関連公共施設整備促進事業制度の拡充に関する陳情書(中国四国九県議會議長正副議長會議代表愛媛県議會議長宇都宮光明外八名(第五七八号))

四国開発幹線自動車道の建設促進に関する陳情書(中国四国九県議會議長正副議長會議代表愛媛県議會議長宇都宮光明外八名(第五九五号))

主要地方道の国道昇格に関する陳情書(中国四国九県議會議長正副議長會議代表愛媛県議會議長宇都宮光明外八名(第六〇号))

下水道整備の促進に関する陳情書(中国四国九県議會議長正副議長會議代表愛媛県議會議長宇都宮光明外八名(第六一五号))

第四期住宅建設五カ年計画策定に関する陳情書(鹿児島市議會議長藤野光盛(第六二二号))

琵琶湖の富栄養化防止のため下水道施設改善に対する財政援助に関する陳情書(大津市議會議長大塚英一(第六三三号))

本日の會議に付した案件

農住組合法案(内閣提出第一三三号)

建設行政の基本施策に関する件

国土行政の基本施策に関する件

○稲村委員長 これより會議を開きます。
建設行政の基本施策に関する件及び国土行政の基本施策に関する件について調査を進めます。
質疑の申し出がありますので、順次これを許します。横山利秋君。

○横山委員 本日、私は三つの問題について政府の意見を伺いたいと思うのでありますが、大府の倉庫火災、それから田原判決と日光川周辺の土地問題、またきょう関係閣僚會議がございましたオリピックの問題、三つともきわめて重要でございまして、時間が一時間でございますから、政府側としてはできるだけ簡潔に、私も十分内容はわかっておるわけでありますから、政府の御意見を伺いたいののでありますから、簡潔に要点を得て御答弁をお願いいたします。

まず、愛知県大府市における倉庫火災でございますけれども、御存じのように、十月一日十二時十分大府市中原地の丸全昭和運輸東海倉庫より火災が発生いたしましたところ、中に劇毒物がございましたために長時間、十六時間にわたって中和剤が到着するまで、また到着いたしましても、中天高く黒煙が吹き出して七千名の付近住民が避難をする、そしてまた川にあつた魚が推定約二万匹死ぬ等々、全国的にも大変な話題になったわけであります。この際ひとつ大府火災についての総合的な御報告をまずお願いしたいと思います。

○椎名説明員 御報告申し上げます。
去る十月一日、愛知県大府市におきまして、毒劇物を多量に貯蔵いたします倉庫の火災が発生いたしましたわけでございますけれども、その概要は次のとおりでございます。

愛知県大府市大府町中原二六の一にありますが丸全昭和運輸株式会社中部支社においては、九月二十八日から同事業所内のA棟倉庫とB棟倉庫との間にあります荷役用の建屋において雨どいの金

具を取りつける溶接作業が行われていたわけでございませうけれども、十月一日正午過ぎの十二時十分ごろ、引き続き行われていた溶接工事の溶接の火花が、軒下の二段積みラックに積んでありますグラスファイバー製のボートがあるわけでございませうけれども、このグラスファイバーのボートにかけておきましてオレンジ色の塩ビシート、これは百六十センチ掛ける百二十五センチのもの、二枚重ねてあったわけでございませうけれども、この上に火花が落ちてきて、このグラスファイバー製のボート及び梱包用ビニール等に着火いたしました。これによりまして、鉄骨造平家建ての同倉庫三千四百四十八・八平方メートルをほぼ全焼いたしました。十月二日の七時過ぎに鎮火いたしました。

このA棟倉庫には、三十五種類の化学製品等のほか、合成樹脂、原綿、板紙、ボート部品、冷蔵庫等が区画して保管されていたわけでございませうけれども、特に化学製品の中に青化ソーダ、別名シアン化ナトリウムといいますが、この青化ソーダあるいはモノクロル酢酸等の劇毒物に該当するものが多量に貯蔵されておりました。これらの物品の収納容器が火災等により破損し、混合した場合、消火活動における注水等によりまして猛毒の青酸ガスが発生する可能性があったために、消火活動は困難をきわめまして、その消火に約十九時間を要する結果となったわけでございませう。

この火災におきまして、化学製品の燃焼により塩化水素ガス等の有毒ガスが発生する一方、青酸ガスの発生する可能性もあつたために、十五時三十分、付近住民およそ一千世帯、四千名に対しまして避難勧告が出され、十八時には前のおよそ一千世帯を含めまして約千五百世帯、六千名に対しまして避難命令が出されたわけでございませう。また、その後、風向きが変わりまして、二十一時四十五分にさらにおよそ六百世帯、二千名に対しまして避難命令が出されたわけでございませう。この火災に対して、大府市の消防車両十五

台、消防職員、消防団員二百五十五名が出動するとともに、名古屋市の初め近隣の刈谷市、豊明市、東海市、知多市及び常滑市の各市から消防車両等が二十九台、消防職員百三十名が応援出動いたしました。消火活動に従事いたしました。青酸ガスの発生は回避された次第でございませう。

なお、この火災におきまして消火活動中の消防職、団員三名が軽傷を負っております。

以上で終わります。

○横山委員 問題は、倉庫内にありました青化ソーダ百四十二個、砒素化ソーダ千五百五十六個、クロルピクリン千六百七十七個、それからドロクロール六百八十五個、ジロベン百五十一個等々の劇毒物が倉庫の中に一般倉庫保管商品と混合保管をされておつたということではないか。あるいはまた中和剤が到着するまでに十六時間を要し、しかも千葉からそれを持つてこなければならず、それを手配したのは地方自治体なり消防でなく、その倉庫会社が手配したということではないか。その倉庫の中に劇毒物を保管をする、そしてそれは私の承知するところにおいては、たしか倉庫業法なりいろいろな法律によつて届け出の必要がないというふうになつておるが、どうか。当の劇毒物が倉庫——いまは倉庫に限つて言うのであります。倉庫にあつた、それが火災が発生しても方法がなかった、こういう点にしばつて政府側の見解を伺いたいのであります。

○稲村委員長 きのうから政府委員の答弁に時間がかかるので、若干質問時間が延びているので、簡潔に、スピーディーにお願いいたします。

○橋本説明員 お答え申し上げます。

今回の倉庫火災、私も運輸省が所管しております営業倉庫について起こつたわけでございませう。先生の営業倉庫の中で劇毒物が他の一般貨物と一緒に保管されておつたという御指摘でございませうが、営業倉庫に限りまして申し上げても、危険物等とは違ひまして、毒物劇物を特にそれだけを分けて保管するようなこと、体系にはなつておりません。

○横山委員 これからどうするのだ。

○橋本説明員 新聞に伝えられるところによりまして、劇毒物が全国で二千万所とかそういうふうな同つておりますが、私も運輸省ではそのうちの営業倉庫のみについて所管しておるわけでございませう。

毒劇物の保管全般につきましては、毒劇物を一元的に所管しておられます厚生省という御連絡をとりつづつ今後のことを考えてまいりたいと思ひます。

○横山委員 中和剤については、中和剤の設置義務は……。

○橋本説明員 中和剤につきましても、毒劇物の保管場所に中和剤を備えつける義務というふうなものは法令上ないというふう聞いております。

○横山委員 現状を聞くのはそれでよろしいのですが、だれが聞いてもいまのお答えでわかりません。厚生省とそれから運輸省とそれから消防庁、消防署、その三つの関係が今回非常に何かがよくしなくてはならない。動員だけは一生懸命にやつた、あるいは避難命令だけは徹底的にやつたと言つても、もし別棟の倉庫事務所なり別の棟に中和剤が保管されておつたならば、あるいはまたもし中和剤が千葉から持つてこなくても、そういうことが教育訓練が行き届いておつて、愛知県内のどこかに中和剤があつたならば——あるはずであります。あつたならば、もしこの混合保管がされておらなかつたならば、もし倉庫にありますが劇毒物の状況が適切に周辺の消防署が通知義務があつて知つておつたならば、このような美に愛知県下を震盪させ、世間に大評判を呼んだこの事件というものに発展をしなければと痛感を私はしておるわけでありませう。ですから、いまのお答えではだれが聞いても納得できないのであります。この事件以後、運輸省と消防庁あるいはまた厚生省あるいは建設省を含んで関係各省が、劇毒物の保管並びにそれについての事件の発生についての処理のあり方、法令の改正等について協議をなさつたことがあります。

○稲村委員長 答弁は時間をとらせなくてください。

○有本説明員 厚生省の方からお答えさしていただきます。

私も厚生省では毒劇物取締法を所管いたしておるわけでございませうけれども、主として保健衛生上の危害を防止する面からの従来取り扱ひの適正化を図つて指導を行つてきたわけでございませう。

今回の事故は、主に火災対策の面で問題を提起したわけでございませうが、中でも倉庫の中にどのような毒劇物が貯蔵されているかということが速やかに把握できなかったということが問題の一つであつたのではないかと、こういうふうな理解しております。したがって、今後倉庫等に保管されております毒劇物の実態が速やかに把握できるように関係省庁とよく御検討していきたいというふうに思つております。

また、今後とも都道府県におきまして毒劇物の担当部局と消防その他警察等の関係部局との連絡を一層緊密にするように指導してまいりたい、こういうふうな思つております。

○横山委員 問題は、人間には緊急避難が徹底したものでありますから数名のものは目まいということでも済んだやうであります。しかし、川が汚染をされて、魚が推定約二万匹死にました。そして今後検討するべき問題として、一体畑が汚染されておるか、あるいははでか上がつた農作物についてこの劇毒物の被害が影響があるのかどうか、そういう点については河川局で点検をいたしますか。どこで点検をするのですか。きょうは実は農林省を呼んでいないのであります。どこかで点検をいたしますか。

○小坂政府委員 お答えいたします。

河川局では調べておりません。

○横山委員 大臣、お聞きのとおりであります。あなたに問題を投げかけては大変恐縮でございませうけれども、きょうは短い時間でございませうし、いまおおよそ各省の話をお聞きになつて何か不徹

底な現場の状況、それから今後の対策につきましても徹底な気がしてならないのであります。私ども地元では膨大な資料を整理して、地元としての対策については遺憾のないようにしておるわけでありませう。これは倉庫法にしたところで、消防のやり方にしたところで、厚生省の劇毒物はいままでもこういう火災とか大地震とかあるいは大事件について何らの考慮をされておられません。安全保管という点について注意されているだけでありますから、総合的にこれらの問題について今事件の教訓を生かして処理をするように、ひとつずつかくてございますから、大臣にお手配をお願いしたいと思います。いかがでございませうか。

○齊藤國務大臣　ただいままでのやりとりを聞いておいて、先生御指摘のように大変心配いたしております。建設省所管ではございませうけれども、倉庫建築物そのものについては所管でございませうけれども、防災、防火等々についてはいままでも以上で配慮するわけでありませうけれども、こうした問題についてはいま御指摘の各省間の連絡も密でないようであります。先ごろのガス爆発等々考えたときに、こうした問題は、大きい犠牲がなかっただけ、消防士が三名軽傷で済んだというこゝとだけでおかないで、災害のないように関係者にひとつ連絡を密にするように私からも配慮いたしたい、このように考えます。

○横山委員　第二番目に、田原というところにつきましても裁判所の判決が出ました。判決の要旨は、いわゆる水没地域が国の土地であるかあるいはまた地主のものであるかという長年の論争に一つの終止符を打ったわけでありませう。けれども、それは両方、国は控訴をしておるわけでありませうが、それと同じように名四国道であります。

名四国道の一部、名古屋港区南陽町藤高新田字千鳥、そこを名四国道が通過をしていますが、この名四国道をつくるについて、中部地建、建設省は、愛知県に要望いたしましてその水没地域を地主から買いました。買って、それを名四国道の竣工に資したわけでありまして、建設省としては

買ったのであるから、国の土地として法務局にそれを登記を依頼いたしました。しかるところ名古屋法務局は、地図の備えつけがなく位置が不明確かつ水没した地域という理由で、分筆登記が却下をされました。却下をされ、所有権移転登記も却下をされたわけでありませう。そこで困った愛知県知事は審査請求をすべきであるけれども、それを審査請求をしなかったのであります。したがって、名四国道が一部地域は国のものであるのかあるいは地主のものであるのか、土地不明のままに推移をいたしておるわけでありませう。これは愛知県としてもあるいは中部地建としても、これが発生したのは、売買されたのが三十六年でありませうから、まさに十九年にわたって名四国道の一部地域がそのまゝになっておるわけでありませう。四十二年、国会で私が民事局長に不動産登記法に基づく八項目の調査を要望いたしましたところ、当時の民事局長は八項目の調査を不動産登記法に基づいて行うと約束したのでありますが、十四年たった今日もそれが行われていないのであります。かたがた愛知県並びに中部地建に確かめてみましたところ、名四国道の拡張や堤防の修理等交通と災害対策上、これはどうしてもいま改修なり工事しなければならぬと主張をいたしておる。のみならず、この地域を含んで名古屋港全般の立場からいたしても、速やかにこの紛争地域については解決をさるべきことが公共上必要とされておるわけでありませう。

この間、先ほど申しました田原というところについての判決が出ました。田原の判決は、海面下といえども支配可能性それから財産的価値ある土地、そういう二つの条件を満たすところは土地であるとして私権の存在を認めたわけでありませう。この判断は最高裁も恐らく変わらないうであらうと、私は従来の経過から想像しているわけでありませう。

したがって、この問題の放置は公共上も、公共的な工事の上からも許されないうことでありませうが、法務省も建設省も本件について二面性を持

つておるわけでありませう。

その二面性といひますのは、田原の判決に対して上告をする愛知県及び国、上告をしている、あくまでこれは理論的に海面下であるから国の土地である、公海であるという立場。それからもう一つは、愛知県も中部地建つまり建設省も、海面下といえども土地を買って名四国道をつくった、したがって国の土地であると言つて法務省に分筆登記を要求しておる、地主の存在を認めてその土地を金を出して、国費、税金を使つて買つて、これは私権の存在を認めた行為をしておる。こういう二面性があるわけでありませう。国は、片一方の手で海面下は公海だから私権を認めないと言ひながら、片一方の手でおまえの土地だけれども買わしてくれと言つて買つて名四国道をつくつたという二面性があるわけでありませう。

したがって、この際国も県も、国といひますのは建設省と法務省でありませうが、その矛盾した立場を整理して、そして速やかにこの名四国道を含む周辺の改修工事、拡張工事が円滑に行われるように前向きに措置すべきである、そう痛感をいたすわけでありませうが、いかがでございませうか。○員家政府委員　日光川関係の土地につきましましては、横山委員非常に詳細に御承知になっておられます。したがって、こゝで一々法務省の立場、従来の経緯その他を説明することを省略させていただきますが、本件の処理につきましましては、私ども十年來調査を続けておるところでございませう。先ほど御指摘がございました民事局長が調査を約束したではないかという点でございませうけれども、この点につきましましては、何とかして糸口をつかみたいという一心で方々に照会をして調査をいたしましたけれども、結果的には、残念ながら問題の解決を図る糸口を発見することができなかったわけでありませう。

しかしながら、いま横山委員御指摘のとおり、この問題はいろいろな点で早期に解決を図らなければならぬ点だということとは重々承知しております。現に係争土地の所有権の登記名義人から国

及び県を相手として訴訟が起こされているわけでありませうけれども、その点につきましても訴訟上代理人として、法務省、建設省の中部地方建設局、県の土木部というところからそれぞれ代理人が出ておりました協力してそれに当たつております。訴訟と離れまして、私どもはこの問題の具体的な現実的な解決を図るために、十分名古屋法務局、中部地方建設局及び愛知県の間で協議をしたいと思つておりますし、現にそういった協議を続けておるわけでありませう。もちろんこれには所有権の登記名義人といひまして私人もございませうけれども、私人の同意、そういった利害関係者の同意と協議というものが必要になってくることは当然でございませうけれども、私ども法務省といひまして必要に応じ可能な限りいろいろ資料の提供あるいは法律上の意見を申し上げる、その他の方法によりまして関係行政機関と協議をしてまいりたい、それによつて速やかな本件の解決を図りたい、かように考えている次第でございませう。

○横山委員　建設省にお伺いをいたしますが、理論上の問題は大きな問題でございませう。法務省は国を代表して、海面下は私権の存在を認めない、満潮下水没地域については土地ではない、こういう理論的な立場で終始をしておる。そこへ田原判決がおりた。海面下といえども支配可能性と財産的価値ある土地は私権が存在するという立場をとつた。ただ、田原と日光川と違つて法務省が言つておりますのは、一つは干潮時、田原は干がたになる場面がある、日光川はないと言つておるんですけれども、日光川の堤防から中の方は堤防があるものだから干潮時干がたが出ないけれども、堤防の外は干潮時干がたが出るのです。ですから、その点についても田原判決は大きな影響を思うのですが、その理論的な問題について建設省と法務省がコンセンサスをしなれば、法務省の訟務局が勝手にあくまで純粹理論で、従来の理論をやっている限りにおいては話がつかないのです。

それから、もう一つ建設省に聞きたいのは、たしか愛知県が名四国道の拡幅や堤防の修理というものを要望いたしておるはずであります、建設省に来ておられますか。

○小坂政府委員 お答え申し上げます。

まず、たゞいま問題になっております地域でございますが、いまだ海面というお話でございますが、あそこには日光川がありまして、日光川の河口部になっております。私も申しますと、いわゆる河口の締め切り堤がございまして、それから上流部は私どもいわゆる河川区域として所管いたしておるわけでございますが、それから下流は海面ということになるかと思ひます。

それで、日光川の河口締め切り堤から上流部の問題につきまして以下述べさせていただきますが、この締め切り堤は、先ほどもお話のございましたように、昭和三十四年の伊勢湾台風を契機にいたしまして、高潮対策ということで計画されたいわゆる防潮堤でございます。で、また一方名四国道がそのルートを通るといふことでございまして、締め切り堤と名四国道を兼用させて計画がなされて、河川管理者であります愛知県知事が堤防敷を買収する、それから、その上に乗ります堤防兼道路になります部分は、中部地建の愛知工事事務所が実際の仕事はやりませんが、事業といたしましては、伊勢湾高潮対策工事であるとか中小河川改修工事それから名四国道新築工事というような工事を合併施行として地建において施行したものでございます。したがって、敷地につきましては河川管理者である愛知県知事がこれを買収し、登記しようといふことで名古屋法務局に登記の嘱託をいたしたわけでございます。

で、先ほどお話しのように、意見の相違から、これが登記されないままに転売されるといふようなことも起きまして、問題が非常に錯綜しておるわけでございます。

で、昨年の七月十一日に法務委員会におきまして先生の御指摘によりまして、以後、先ほど民事局の方からお話がございましたように、愛知県

土木部、中部地方建設局、名古屋法務局、数回にわたり、厳密に言いますと、六回にわたりましていろいろ協議をいたしたわけでございますが、先ほど来のようなことで、法的な合意がまだなされておらないというわけでございます。

それで、いまお話のございましたように、日光川の下流部につきましては、堤防あるいは護岸の補強であるとか川の底のしゅんせつ工事を行う必要がございまして、実態的な解決方法といたしまして、そういった工事を行う場合には、当然私ども、従来、河川法によりまして事業を行います場合に土地の取得をいたします、いわゆる買収でございますが、そういった実態的な解決をいたしたいといふことで、これは補助事業でございますので、愛知県からそういった要望も出ておりますので、それらを加味しながら解決したい。ただし、それはいま申し上げましたように河川区域、締め切り堤から上流部、ほとんど大部分の土地は上流部にあるかと思ひますが、それにつきましては、そういったことと実態的な解決が図られるのじゃないかといふふうに考えております。

なお、その法理論的な調整につきましては、またやらなければいけませんといふふうに考えております。

○横山委員 地元の県と法務局と中部地建が何回も議論をしております。実は私もそれを促進をしておるわけでありまして。しかしながら、どんなに地元が議論をいたしても、建設省と法務省との間に基本的な問題解決の方針が樹立いたしませんと、地方局長が頭をしぼったところで話がつくはずがないのであります。地方で話し合え、各県間で地方の優先機関で話し合えとどんなに言つたつて、理論的な問題と問題解決の基本的方向といふものを中央で指示しなければ地方局長の権限外の問題なんでありましてこれはだめなんでありまして。だから、もう六回もやつたのなら、もういいかげんでやめて、これ以上は建設省と法務省との間にコンセンサスを何らかの形でしてもらわなければだめだ、こう私は言つておるわけでありま

す。地方へ問題をかざらないで、法務省と建設省とが基本的に本問題の解決のために努力をしてもらわなければいけませんといふのです。その点はどうですか。大臣、問題はわかりになっていますか。私の言うことはわかるでしょう。それなら、同感だと言つてもらえれば次へ進みます。私はむしろいいこと、こうしろと言つておるのじゃないのですから、基本的な方向を決めなさいと言つておるのですから、同感だと言つてもらえれば――民事局長が言つたつてしようがないじゃないか。

○貞家政府委員 ただいまの法律上の問題点でございますが、私は、もちろん私もございまして。しかしながら、本件につきましては田原藩その他と違つて申しますのは、土地の特定ということがなされていらない。したがってどうも水没地ではないかといふことを申し上げておられますけれども、本来はこれは地図がございせん。したがつて、それぞれの当事者がこの範囲の土地だと漠然と主張されるわけでございましてけれども、その土地の範囲が確定いたしませんことには、その部分を水面と見るべきか陸地と見るべきか、土地性があるかないかという判断はできないわけでございまして、私も、私も、私も現在争われております土地は明治年間にはりっぱな陸地であつたらしい、しかし現在では水没して見られる、範囲がわかりませんけれどもおおよそそういう区域が多そうである。それから一部新たに名四国道の関係で陸地が造成された、新しく土地が生成されたわけでございましてけれども、それが、昔、明治年間からの土地との一体性、同一性があるのかないのかということがまさに霧に包まれたような状態でございます。したがって、少なくとも現在の土地の形状、位置、それが明確にされて、それがわかればそれにこしたことはないわけでございまして、欲を言えば昔の土地との関連性というものがあつても、少なくとも現在の測量技術によりまして土地の境界、範囲というものがはっきりいたしますならば、それに応じて私も、理

論上の問題というよりも現実的に処理をいたすといふことは十分考えられるわけでございまして。そういった土地の特定に關しましては、これは中央で議論を重ねてもなかなかうまくいかないわけでございます。私どもの関心は、いづれかと申しますと土地が特定されるということに期待されるわけでございまして。

○横山委員 言わすもがなのことと言つと時間がかかる。そんなことを言うなら、十四年前、民事局長が不動産登記法で法務省が独自で八項目の調査をしますと言つておいて、十四年もかかつておるばかどどこにある。あなたの方の責任じゃないか。いま大きなことを言うけれども、昭和四十一年に民事局長が、それらを含めて、私も八項目、不動産登記法でやりますと言つておいて、いまさら何だ。

同時に、あなたの方は、水没地でも昭和三十六年十一月二十八日、その隣地を分筆登記を受理しているじゃないか。あの当時は水没地でも分筆登記を受理する。いまはわからぬでいかぬ。なぜそんなことを言ふのか。その際の、三十六年十一月二十八日当時の地積測量図、地形図を提出してもらいたい。

しかも、あなたの言うようなことにかかわらず、建設省は愛知県に頼んで土地を買つたじゃないか。法務省の言うようなわからぬ土地だ、わからぬ土地だと言つておるのを愛知県は国費を出して土地を買つて、そしてそこへ名四国道をつくつたじゃないか。つくつておいて、おれの土地だから、国の土地になつたのだから登記をしてくれと向こうへ頼んだら、向こうがそんなわからぬものはいやだと言つて登記をせぬ。登記をせぬなら愛知県知事も建設省も審査請求を出すべしじゃないか。それも出さずにおいて、知らぬ顔して十数年たつておる。どつちもどつちだと言つておる。民事局長の聞き直つたような話はまことにけしからぬ。私はそういうことを承知の上でそんなことを言つておつても、河川局長の言うように、もういいかげんに河川の改修、どぶさら

いもしなければならぬ、拡幅もしなければならぬ、台風が来たかどうかということがあるから、この際、基本的に建設省と法務省で、理屈のけんかをやっておつたらいつになるかわからないです、だから、話し合いをして基本方針を決めたらどうだ、そして、現地の三者へ、県と中部地建それから法務局に、こういう方針で具体的な案をつくれ、こう言いなさいと言っているのです。こうしろと言っているのじゃない。少なくとも中央で方針を決めるように協議をしないと言っているのです。どうですか、大臣。おわかりになりましたか。——わからぬ。わかっているはずだが、それから、もう時間がないから事のついでに言いますが、申請土地は、四十七年三月十四日河川保全地域であったのが、五十年三月二十四日県の告示で河川法六条の河川地域に指定されたのです。どうしてそんなふうに変つたのかかわからぬ。私有地を河川にすることができののだろうか。四十二年知事から買収地の分筆登記嘱託書に添付をされた地形図も提出をしてもらいたい。これはきょうここでやかくを言わないけれども、そういうことを、法務省にも提出しろ、あなたの方の建設省にも提出しろと言っているのだけれども、基本的な問題は、建設省も二面性がある、法務省も二面性があるのです。これはいいというものやならなければならぬというものと両方ある。だから、この際、基本的な方向を中央で一遍協議をして方向を出してもらいたい、こう言っているのですから、大臣、どうですか。もう次に移りましょうよ。

○小坂政府委員 お答えいたします。
先ほど御説明いたしましたように、実体上堤防国道ができておりますので、私どもとしてもこれが国有地であれば困るわけでございまして、法務省と今後詰めるべく最大限の努力をいたしたいと思ひます。

○横山委員 何で、大臣、あなたからそれを言つてくれないの。大臣、いまの言葉でいいのですか。ちよつと議事録に残してください。

○斎藤國務大臣 御心配いただきまして恐縮でございます。いま局長からお答えしたとおりであります。私も経過措置を詳しく聞いておりませんでしたが、私も、いまのやりとりを見て大変残念に思ひます。すでに公共物が建ち、道路として使われておる土地、ひとつ一日も早く解決いたしたい、努力することを約束申し上げます。

○横山委員 次に、オリンピックの問題であります。きょう関係閣僚会議が行われたそうでございまして、大臣も恐らく御出席だと思ひますし、建設省関係にも多大の仕事になると思ひますから、お伺いをいたします。

まず、文部省においてなつておると思うのですが、IOCからJOCに立候補締め切りが十一月末という文書が届いたそうです。私どもは三月末だと思つておつたら十一月末というのですが、それは確定的な話でありますか。イエス、ノーだけ聞かしてください。

○戸村説明員 確かでございます。この十月六日付でIOCの事務局から日本オリンピック委員会に文書が参りまして、三月末を十一月末にしたいということでございます。

○横山委員 大臣、きょうは御苦勞さまでした。きょうの関係閣僚会議でどんなことになりましたか。

○石川政府委員 閣僚会議全般のことでございます。その中で私が御説明させていただきたいと思ひます。けさ名古屋オリンピック大会招致に関する関係閣僚会議が開催されました、その状況につきまして、その後に行われました記者会見におきまして宮澤官房長官から概要が説明されておりますが、それによりまして、まず昨日開かれた幹事会で決定されました報告が官房副長官から御披露されました、その報告を受け、それから関係各大臣から活発な御議論がございまして、最後に総理が締めくくられました。その締めくくりの概要は、政府といたしましてはできるだけ簡潔なものとすることを前提にオリンピック大会招致に前向きに対処することとしたい、ただ、この場合、財政再建に支障を生じないことに十分留意する、それから国債に負担をしないことではなくて地元にも適切な負担をしないでいただくというようなことを前提として前向きに対処することにしたい、このような締めくくりをされたということでございます。

○横山委員 きょうモンテカルロで国際競技連盟連合の会合があり、そこへ愛知県知事と名古屋市長が要請に行つておるわけでありますが、きょうの関係閣僚会議の結果というものは政府からモンテカルロにお知らせを願つておられるのでしょうか。

○戸村説明員 早速に知事さん、市長さんに対しては愛知県のオリンピック担当者を通じてまして電報を打つ手配を終わつております。なお、清川IOC委員もモンテカルロに行つておられますので、この面はJOCを通じて連絡をさせていただいております。

○横山委員 私は先般モスクワのオリンピックを見た一人でございますが、十万人規模のレーニン・スタジアムのようなそんな施設はとも日本ではやる必要はないし、東京のオリンピックの立競技場につきましても後の維持管理が大変赤字だという話でございますから、いま、関係閣僚会議はもちろんでございますが、地元の私どももいたしましても華美にわたらないようにという気持ちで、中には一部オリンピック全面賛成とは言えないという人があるわけでありますから、その人たちの趣旨もくんで、ひとつ簡潔かつ友好的なオリンピックを開きたいと地元のものとして思つておるわけであります。

ただ、大臣に感想を伺いたいと思うのでありますが、何せ八年過ぎでございますね。ことしは非常に国の財政も窮乏しておる、そして新規のことはみんなだめというやうなときに、長期にわたつて負担をかけるからというわけで、オリンピックについて圧縮圧縮という話があるわけであります

が、八年後といつても工事にかかるのは数年後でございます。日本の経済がどうなつておるか、物価がどうなつておるかというやうなことはいま直ちに積算ができないのではないかと、こういうふうにおもひますと、文部省やあるいは内閣でいたしております具体的な計画の審査といひますか、特に建設省が一番多いと思うのでありますが、そういう審査については、気持ちよくわかつておるのだけれども、余り詰めた話は架空の議論に終わるやしないか、だから、基本方針だけ決めても、内容的にはもう少しその積算とか何とかという点については慎重にした方がいゝのではないかと、現実的に合うのではないかとと思ひますが、大臣はどうお考えになりますでしょうか。

○斎藤國務大臣 お答えいたします。

いま担当課長から御報告がありましたように、きょうの閣議でそのやうな推移に結語され、今後文部大臣が世話役となつて検討していくことになつておるわけであります。先生御指摘のやうに、いままでのところ幹事会が数回開かれて計画等々について詰めておるわけでありますが、地元要望が非常に大きい計画でございますが、地元の財政事情ではそれをそのままとつていゝのみ得ない。特に財政主管である大蔵大臣は、いまのところこの計画に基づいては、オリンピック招致については賛成であるけれども、財政計画についてはいささかいかげなものであるやうなやうなことを申されたわけであります。私たちも、もちろんいまの国の財政事情、八年後といへどもこれからどうなるか、また四、五年たちますと債務返還時期になつてまいつてきておりますだけに、非常に心配するわけであります。さりとて、オリンピックは招致したいということ。したがつて、今度の場合は愛知、岐阜、三重ですか、三県広域的にやるといふことで、既設の施設を利用するといふやうな基本的な考え方のもとに、特に問題になつておるのには陸上競技場と屋内水泳プールと屋内体育館ですね。これが非常に大きい構想で、これは国でやるというやうな構想になつておるのですけれども、

こうしたことももう一度詰め直してやっていくこと。当然建設省は道路関係が直接的な問題でありまされども、幸いに中京地区は一応道路整備は他地区よりは進んでおるといふ形にはなっておりますけれども、さてオリンピックで来られるお客さんをスムーズに運び得るかということになりますと、やはりこれも相当な計画をもって考えていかなければなりません。

したがって、前向きな検討は当然させていただくわけでありまされども、まだまだこれから文部大臣を中心に詰めていく段階でございますので、何とかいままでと違つた、いかにも日本的な、スポーツの祭典でなく、世界大会というのでしようか、お祭り気分ではなく、何か、じみなというようなことも総理も申されておりましたので、その先にロサンゼルスオリンピックが、私も直接調査したわけではありまされども、聞きますと、政府資金は一切借りないで自主的に資金を集めてやるというふうなお話を聞いておりますので、それらを検討しながら進めてまいります。また、もちろん建設省といたしましては、いづれ閣議で決まらなければこれは正式決定になりませんが、決まれば、この招致についての問題について努力してまいりたい、このように考えております。

○横山委員 地元の者としては矛盾した気持ちがちよつとあるわけでありまされども、それは、オリンピックのためにのみオリンピックをやるといふことなら、そう無理せぬでもないではないかと。オリンピックが済んだ後も、それらによつて名古屋を中心とする中京地域がより住みよい社会になるということも期待をいたしておるわけですか。その期待というものが予算を膨張させるからいかぬという論理があるわけでありまされども、私が承知しております地元計画八千四百十六億ですか、その中には、関連公共事業費四千六百億、期待公共事業費が二千八百億くらいあるわけですね。オリンピックがなくても、他の大都市周辺と同じように、中京地域におきましてはいわゆる期待公共事業に類するようなことは当然行われなければならないのだ。

だ。したがって、期待公共事業費として計上することに実は誤解も生じておるのではないかと。ついでにやつちまへというふうな印象を政府に与えたすればこれは大変残念なことだと思ふのでありますが、そういうオリンピックがなくなつてもやらなければならぬことと、それからオリンピックがあるからこそそれやらなければならぬという、この違いですね、それはどう考えたらいいのでしょうか。

○宮繁政府委員 お答えいたします。ただいまお話がございました関連公共事業、期待公共事業、御指摘のような数字で地元から要望をいただいております。ただ、この場合に、この関連公共事業と申しますのは大会の開催に直接必要な事業費である、この地元は計算してありますし、期待公共事業はより円滑な大会を開くために必要な公共事業だと、こういうふうな区分で計算されておりますけれども、実はこのほかに、オリンピックを開催しなくても通常であるであろう公共事業費がございまして、これが約一兆五千五百億というふうな数字でございまして、これを合わせますと二兆三千億というふうな……(横山委員、ちよつと、あなたの計算はおかしいよと呼ぶ)それで私も、この地元の構想によります全体事業費につきまして、オリンピック大会の開催時期までにその全部の整備費が必要かどうかというところをたまたま検討いたしております。しかし、御指摘のように、いづれもこれは、長い将来を考慮する場合には、長期的な地域の社会資本整備の観点からは必要な事業費だと考えております。

○横山委員 時間が参りましたから終わります。が、大臣、とにかくオリンピックをやるといふふうに政府の方向が決まりましたことは大変結構でございます。私も地元の者としては、超党派で、三県の国会議員が、すべての政党を含んで賛成をしておるわけでございます。もちろん政府の意向を体して、華美にわたらぬようにと、また、地元負担が余りえらくも困るという意見があるわけでございますから、その点は私も地元として

ても最善を尽くしたいと思うけれども、いづれにしても実施主体は文部大臣にお骨折り願うのですけれども、工事の方は建設省に負うところ非常に多いのでありますから、私が申しました、やや矛盾するような点がございまして、最善をひつと要望したいと思ひますが、よろしうございませうか。——じゃ、終わります。

○小野委員 先賢、同僚議員から何度も大臣なり関係局長にお尋ねになつておる問題でありますけれども、最初にお伺いしますのは、現在の地価に對する国土庁の認識と将来の地価の見通しについて、まず大臣の所見をお伺いしておきます。

○原國務大臣 小野先生にお答え申し上げます。最近の地価の動向は、これは見る人によつていろいろ見解もございまして、われわれの見るところでは、上昇率はやや鈍化の傾向にある。しかしながら、大都市圏の住宅地については上昇が目立つておつて警戒も必要であると思つております。地価上昇の原因といたしましては、これは、効用増によるものもあるが、根強い住宅地の需要に對して供給が不足してある、需要が多くて供給が足らない、こういうのが根本の原因であります。しかし、昭和四十七年や四十八年には、いわゆるあの投機的なもので二割も三割も地価が上昇いたしました。現在はそういうのに比較するとやや安定しつつある、値上がり率が鈍化してある、こういう見方でございます。

このような状況を踏まえた今後の土地政策であります。が、基本的には過密と過疎が原因であります。が、過疎を解消して国土の均衡ある利用を図りたい。それから当面の対策といたしましては、これはどうしても、引き続き投機的な土地取引を抑制していききたい。これが非常に急務に騰貴を来すゆえんでありますから、これを抑制したい。それから、宅地供給の促進を図ることが必要であります。そのために、国土利用計画法の適確な運用あるいは大都市地域の市街化区域内の農地の宅地化の促進、宅地供給促進のための財政上、金融上の措置、

都市再開発、土地税制の利用等々、諸般の政策をやりたい。このたび衆議院に提出しております農住組合法案もこういう一環の法律として御審議を願うことになつておるところでございます。

○小野委員 国土庁が四月一日で公示しました五十五年の地価公示によつてみましても、一八%程度ということは言われておりますけれども、民間調査機関によりますと、二〇ないし三〇%の上昇という数字が出ております。これは後に改めて詳しくお聞きしますけれども、現在の地価は日本列島改造論が出されたころの狂乱物価、土地の高騰と同じような急激な高騰を見ておると考えております。民間調査機関も国土庁も住宅地不足が続く限り、地価は落ちつくことはあり得ないだろう、こう言われております。そう見ておるようでありまされども、現在の住宅地への需要が日本列島の地価水準を高めておることは間違いないのでありますけれども、幾らかでも上昇率が鈍るにしても、地価はますますこれから上がり続けるという判断に立つておられるのかどうか、局長のお答えを求めます。

○山岡政府委員 最初に、過去におきますやや長期の地価の事情を御説明させていただきますと思ひます。

地価公示を始めましたのは四十五年からでございます。四十五年以後のものについては地価公示があるわけでございますが、それ以前のものについては地価公示ではなくて、全国市街地価格指数というものがございまして、これは不動産研究所が全国百四十都市におきまして毎年時系列的にやつたものでございまして、それによりますと、伸び率の一番高かったのはいわゆる岩戸景気と言われたころの昭和三十六年ごろ、平均で四二・五%ふえております。その後の大きな山が先ほどお話ししました四十七年、四十八年のときでございます。そのときの地価の上昇率を振り返つてみますと、平均でも四十七年には三〇・九%、それから四十九年には三二・四%ということでございます。

それで、これは平均でございまして、一番上昇したものを比べてみますと、四十七年のときにも、四十八年のときにも二・三倍、一年間で二・三倍になったわけでございます。今回の地価公示、それからこの間行いましたいゆる都道府県地価調査等によりまして、これは効用増ということが背景でございまして、やはり三〇〇程度上がったのがトップでございました。一応四十七、八年の当時と比べますと、相当のさま変わりになっておりますけれども、私も、やはり消費者物価指数を超える値上がりということでございまして、大変懸念いたしております。

今後の推移でございまして、最近の経済情勢を見ますと、輸出や設備投資が基調としては増加しておりますけれども、個人消費の鈍化などによりまして経済の拡大テンポは引き続き緩やかでございまして、卸売物価はおおむね安定しております。この最近の経済事情でございまして、金融情勢におきまして、公定歩合の引き下げがございまして、不動産の貸し出し残高と申しますのは伸び率が鈍化しております。民間住宅ローンも大幅にダウンしております。住宅建設の動向につきましても、民間資金によりまして住宅着工が引き続き低調でございまして、過去において一回ちよつと一カ月だけ上がりましてけれども、連続で三十数カ月のダウンでございまして、さらに、今後十月、十一月に金融公庫の募集がありますので、その影響が出てくるかと思っております。いまのところ住宅がそんなにたくさん増加するといふ気配にはございせん。設備投資の動向につきましても、引き続きわずかの増加傾向にあるといふことでございまして、やはり土地需要に当面急激には響かないと見ております。

長期にわたる地価の見通しということになりますと、大変むずかしい問題でございまして、毎月三カ月ごとぐらいの地価の見通しにつきましては土地鑑定委員会に推移の御報告をしております。その中で私も最近の数カ月の動きを見ますと、昨年の第二・四半期をトップにいたしまして三カ

月後の伸び率がずっと下がってまいっておりますが、そういうふうなやや鈍化しながら若干は上がっていくのじゃないかというのが最近の見方でございまして。

○小野委員 地価公示法第一条によりまして、「標準地を選定し、その正常な価格」——土地について、自由な取引が行われると想定したときに成立すると認められる価格」を公示することにより、一般の土地の取引価格に対して指標を与え、と書いてあります。しかし、通常の不動産取引では公示価格に対して三〇ないし四〇％上乗せする。極端な場合には二倍以上の価格で取引されるのが通例であります。これは不動産取引をしてる人にとっては常識であります。

そこで大臣に、公示価格は現在の法の精神、所期の目的を達しておるとお考えになりますかどうか、お伺いします。

○山岡政府委員 いま先生のおっしゃいましたとおり地価公示は目的を掲げております。地価公示法制定当時、国会でいろいろ議論がございました。そのときの議論の内容は、民間の取引価格というものは売り手、買い手の間で勝手に成立する価格じゃないか、したがって実際に売値の正しい価格というものを定めるべきだ、そのために地価公示を考へるということでした。

それで、現在地価公示をいたします際の考え方といたしましては、当該土地が売り手にも買い手にも偏らない、いわゆる売り急ぎも買い進みもない、正常価格を判定して示すということになっております。その方法といたしましては、取引事例法というのがございまして、単に取引の実態を追跡するのではなくて、収益還元法でございましてとか造成原価法でございましてとか、そういう鑑定の手続を経まして、売り手にも買い手にも偏らない、ちよつとつり合いのとれた値段というものを公示しておるわけでございまして。

それから、民間の方で地価公示よりも高いというお話でございまして、確かに民間の一般の取引の中にはそういう買い進みもしくは売り進みとい

う状況が少しづつはあるわけでございまして。そういうものは必ずしも地価公示よりは高い取引になっておるといふのが実態でございまして。

たとえば一例を申し上げますと、ミニ開発のようなものにつきましてはそうでございまして、それからマンションの用地が非常に少ない都心におきまして、一つ売りに出ますとつとつと買い手が殺到して買い進みが行われる、そういうものが確かに地価公示の規程をした価格と比べまして高いということがあることは実態でございまして。しかし、さりとて地価公示が意味がないのかということになりますとそうではございまして、土地収用の場合の裁決のときの規程、それから国土利用計画法によりまして届け出制度の価格認定の規程、その他いろいろの規程として使われておるわけでございまして。十分効果を發揮しておるものと私も考えております。

ただ、大変長い答弁になって恐縮でございまして、ここで一言だけつけ加えさせていただきます。地価公示と申しますのは、地価公示と申しますのは、この地点のそういう正常価格をやるわけでございまして、その使い方でございますが、実際に地価公示法の十一條というのがございまして、規程をして値段を決めると書いてございまして、やはりどちらかといいますと、その地点と比べまして、品位、品質、品等を比べて高さを、水準を保つということでございます。したがって、たとえば地価公示が十五万円というのがありまして、それと比べてみたら五十万円だったという場合はその五十万円が地価公示の規程価格でございまして、十万円の場合は十万円が規程価格でございまして。したがって、公示価格がここにありまして、実際の取引は規程をしたら五十万円だったという場合も、先生おっしゃいますように高い中に入っておりますと、それは先ほど申し上げました通り、買い進みとは違ふというふうにつけ加えさせていただきます。

○小野委員 法というものは、この法でもそうでありますが、価格に対して指標を与えるという書

き方をしておる以上、最低の規程、最低の価格と考へていいものなのかどうかお伺いします。

○山岡政府委員 地価公示の使われ方の中に、各法律によりまして、先ほど申し上げました規程をした価格を使えと法律に明確に書いてございまして。いまの一般の指標とするというのは一条の二というのに入っておりますが、これは、これは実は訓示規定でございまして、よくそれを見習うようにしなさいという訓示規定でございまして。しかしながら、私も、地価公示の価格につきましては、先ほど申し上げましたような意味で物差しの規程ということにございまして、いわゆる基と書したが、それが、そういうふうな最低値段かどうかということではなくて、売り手にも買い手にも正常価格であるとか申し上げられないと思ひます。したがって、それを物差しといたしまして、それよりも高いか安いかをその取引によって決めていただくというのが地価公示の正しい使い方だと思っております。

○小野委員 公示価格は少なくとも需要者、供給者の、あるいは社会条件の中で適当だと思われるという価格で公示されなければならないと思ひます。

そこで、お聞きしますけれども、国なり地方団体が公共事業を行う場合に、土地買収の場合に、この公示価格によつて買収いたしておりますか、売買をいたしておりますか。

○山岡政府委員 公示価格と規程をした価格と先ほど申し上げました。これは公共事業の現場ではのり準価格と言っておりますが、そののり準価格で購入しております。

○小野委員 わかりました。そこで、ことしの公示価格への批判の一つに、当局の方は十分御承知のことと思ひますけれども、変更と新規追加地点が非常に多いのではないかと、こういう批判があります。この変更と新規追加地点というのは、特に調べてみましても、非常に地価の高いところが取り上げられておる、こ

いうことになりす。この変更と新規追加地点が多いという事は、地価公示による変動率の計算の際に、前年のはその土地は標準地とされず、その地点は当然オミットされます。したがって、地価の価格水準を上げ、実勢価格に近づけながら、しかも地価上昇率を低く抑えるという、私たちの言葉で言えば魔術が可能なる操作のために、このような新規追加地点が今回の場合に多く使われたのではないかと、こういう心配あるいは批判を持つわけですが、これでは実際、地価公示の目的に沿った指標とはなり得ないのではないかと、こういう考え方を保持するけれども、地価公示を調査する段階からの国土庁の考え方を聞いておきます。

○山岡政府委員 地価公示は、先生御案内のとおり、国土庁の付属機関でございます。土地鑑定委員会、これは七人の先生で構成されておられまして、国会承認の人事でございます。

〔委員長退席 村岡委員長代理着席〕

国土庁長官は、国会の承認を得て任命するということになっておりますが、その土地鑑定委員会の責任において行っておるものでございます。さらに、土地鑑定委員会は、不動産の鑑定評価に当たりまして、不動産鑑定士に委託をいたします。地価公示の場合ですと、大体二人の鑑定士に依頼をするということになっております。鑑定士は、これも先生御案内のとおり、相当むずかしい国家試験を受けられまして、責任を持ちまして罰則を背後に仕事をなさっておるということでございまして、私ども、地価公示の点につきまして行政が介入する余地はないものというふうに考えております。

それから、地価公示の標準地につきましても、これは土地鑑定委員会が決めるといふように法律に決められております。したがって、地価公示の標準地につきましても、中庸性、確定性、安定性、代表性というような四原則に基づいて土地鑑定委員会に御相談をして決めておるといふたまででございます。従来も標準地を変更したことはずっとございます。その標準地変更の場合には、たとえ

ば標準地が分割をされたり、隣接地と合併されるなど、適当でなくなったものというのがございます。それから、その標準地の属する地域が、従来の住宅地から商業地へ変わったというような場合もございます。それから、そういうものは変わりますが、標準地と調査地の間での距離にたいしては、大体六割ぐらい毎年変更があったというのが実態でございます。

ただ、先生おっしゃいますように、五十四年には一四割ぐらいの変更をいたしております。これはどういふことかと申しますと、五十四年になりました、特に住宅地におきます値上りの監視は厳重にやらなければならぬということから、九百地点の増加をいただきました。そういたしますと、従来たとえば大都市で一平方キロメートルに一点ございましたのを二地点にいたしました。さらにその周辺地域は一平方キロメートルにつき一・三地点というふうに変更いたしました。そうなりますと、やはり使いやすくなるというためには、若干の押せ押せが出てくる、そのための変更も加えまして、そういうふうな結果になったわけでございます。昭和五十五年にも五百五十地点ふえております。したがって、全体を見直しながら標準地の選定もやらなければならぬというふうに考えておるところでございます。

しかし、先生がおっしゃいましたような意図は私も全くないわけでございます。たとえば選定がえを新しくしたというふうな場合の中にも、確かに過去において低いものが多かった、したがって高いものの方に移った例が多いということでございます。それから、やはり押せ押せの関係で低い方に変わったというものも当然のことながらあるわけでございます。

なお、新しく変わりました標準地の値上がり率を当年度の計算に入れない、これは全くそのとおりでございます。入れられないということとなん

ですが、さかのぼりまして、前年度、一年前の分の鑑定評価ができましたならば本当はできるわけでございます。それを金をかけてやるのはもったいないということをやっているわけでございます。すけれども、理屈の上で申しますと、同じ一年前のものを鑑定してみても、その分を基礎とした値上り率は、他のものとそう大差はないはずだといふふうに私も思っております。次第でございます。

○小野委員 国土庁なり不動産鑑定士の善意は信ずるといたしまして、実際に実勢価格よりも公示価格の方が低い変化率、上昇率に抑えられておるといふことは事実として認めになりますか。

○山岡政府委員 先ほど申し上げましたとおり、実勢価格というのは店頭価格のことだろうと思えます。たとえば、私いま世田谷に住んでおりますけれども、同じ土地につきまして、両方の店に行きますと違った値段で出ているのがござい

ます。そういうのが私やはり店頭価格だろうと思えます。それはいわゆる売り値でございます。決まった取引の値段が標準価格と比べて高いという例はござい

ますけれども、先ほど申し上げましたとおり、標準価格と比べて駅に近いから高い、もしくは道に接しているから高い、向こうはガスがあるけれどもこつちはないから安い、それぐらいのいろいろ、あえて言えば二十ぐらいあるわけ

でございますが、そういうものを比較した上で、いわゆる基準と申しておりますけれども、比べた値段と比べていただければ、余り大差はないといふふうに私も思っております。

ただ、先ほど申し上げましたようなミニ開発、それから少ない土地に対する買い進み等につきまして、それをオーバーするものがあることは事実であるといふふうに申し上げておるわけ

でございます。○小野委員 いろいろな弁解をいただいたとしても、新規地点が一四割も追加されるということになりま

す、実勢価格よりも公示価格の方がかなり低く表示されるということは間違いない事実だ

ろうと思ひます。そこで聞きまして、ことしの地価表示の変動率は全国で一〇%、東京都で二七・六%、東京都の住宅地区では一九・九%の上昇でありました。そこで、東京の一四%に相当する変更あるいは新規地点だけの変動率をある種の計算で算出して、これを公示価格に加算するという方法をとってみますと、これはある民間会社の研究所の数字でありますけれども、東京都の上昇率は二七%強となります。したがって、われわれ国民の土地の上昇率の実感にかなり近いものになると言われております。

そこで、国土庁は今後地価の公示価格を、国民の実感に近くするような、しかもそれは正確な調査で行う努力をなさるおつもりがおりますか、お聞きいたします。

○山岡政府委員 私ども、先ほど申し上げましたとおり、土地鑑定委員会の庶務の仕事をいたしておるつもりでございます。今後におきましても、そういう正確な表示につきましては本心に努めてまいりたいと心から思っております。

ただ、先生先ほどおっしゃいました数字は、エコノミストの数字だと思ひます。先ほど申し上げましたように、変更以前のものをも母体に置きまして、変更後のものを入れればそれは相当高くなるということも当然のことでございます。私は、そういう計算をするならば、いまの新しく標準がえしたところの一年前の地価公示価格を推定いたしまして、そこから逆算した上昇率を出すべきではないのかというふうに思ひます。

したがって、そういうふうな計算も、一年前の地価公示をも一回鑑定してもらつたといふことは金もかかることでございます。やっておりますけれども、そういう方法があればそれに対する弁明はできるかと思ひます。そういう意味で、その数字につきましては私ども直ちに了承しがたいと思ひます。

○小野委員 公示価格が国民の感情とかなりかけ

離れておるといふ理由に、私はミニ開発があるのじゃないか、こう考えます。要するに、現在、ミニ開発の場合は特に更地で売りに出すという例は皆無に近いようです。したがって、土地と建物とがセットになつて売買される。したがって、土地が坪幾らなのか、平米幾らなのか、建物が、上物が幾らなのか、買う方にとっては全然わからないという状態で取引されております。したがって、公示価格が出てまいりますと、上物が幾らだ、それを差し引いた自分の購入した価格と比較しまして土地は大体この程度になるのじゃないのか、こう買主が胸算用をいたしまして、まことに公示価格と違ふということ、公示価格に対する批判が生まれております。したがって、特にミニ開発の場合に、建物と土地をセットに売り出す場合に、買主が理解できるような、納得できるような、あるいは標準価格というものを提示して国民に納得できるような、わかりやすいような方法をとるべきじゃないのか、こういう考え方があつたのですけれども、いかがなものでしょうか。

○宮城府委員 不動産業者が土地と住宅を販売する場合に、土地の価格それから建物の価格をはつきり明示するようにし、たとえばいまお示しのような標準価格といつたものを示す、こういうふうな規制することにつきましては、法律で規制することはむずかしいと思ひますけれども、国土利用計画法によりましてチェック制度も土地についてはございまして、それからそのものの土地、建物の価格を消費者に的確に重要事項説明としてやらせることは可能だと思ひますので、そういう点につきましても一層指導してまいりたいと思つております。

○小野委員 ミニ開発が土地の高騰によつて急激にふえておる現在、買主が一生かかって持ち家を持つわけですから、それに対する納得できるような指導を強く要望しておきます。

東急不動産が昭和三十一年から毎年、首都圏の土地の実際取引事例九千件をもとにして、地価取引事例図を發表いたしております。これは実際の取引を基本としておるだけに、公示価格よりも実際に非常に近いということで評判がいいようでありまふ。この資料を基準にして土地百六十平米、建物百平米の住宅を建てる場合に、建設費の持つておる建築資材の単価で計算いたしますと、二千四百万円かかります。住宅ローンの返済額は年収の二五％という条件を当てはめてみますと、この住宅を買える人は、年収六百六十一万円なければならぬという計算になります。六百六十一万円以上の所得のあるサラリーマン、収入のある人々、わが国で全世帯のわずか八・八％にしかならないわけですから、したがって、現在の地価並びに上物の単価は、全国民の九〇％以上が買えないという事例になります。

この問題は、先ほど地価はその上昇率が非常に鈍るだろう、こう言つて樂觀しておりますけれども、幾ら上昇率が鈍つて現在の価格に地価が据え置かれたとしても、住宅を求め、土地を求め、国民の大部分が買えないという事態であります。したがって、これに対する対策を基本的に国が立てなければならぬ抜本的な改革が必要の時期に入つておられますけれども、私のこの数字は、果たして実際建設費なり国土庁が見て適正な数字であるのか、実情に合つた数字であるのかをお聞きしますと同時に、これに対する抜本的な解決策に対する大臣の所見をお伺いします。

○山岡府委員 最近におきます住宅用地購入者の方々の分析を国土庁でしたものがございまして、これは「土地保有移動調査」ということで、実は五十二年の取引の内容でございまして、ちょっと古いのかもわかりませんが、それによりまして、職業別に見ますと、全体の六四・九％、これは会社員、公務員及び団体職員の方が買つておられます。それから所得階層別で見ますと、二百万円未満の方が一七・一％、二百万円から三百万円の方が二四・九％、三百万円ないし四百万円の方が二六・三％、これまでの三つの階層を合わせますと、六八・三％の方が買つておられます。それから購入住宅用地の年齢別にどういふ方がお買

いになつておるかという点につきましては、三十三歳代が三三・一％、四十歳代が二九・三％、合わせて六二・四％ということでございます。したがって、職業別にもそれから所得の別にも年齢別にも六割以上占めるというイメージは、サラリーマンで、四百万円以下の所得の方で、それから三十歳代を中心として、そういう方々が最近お買になつておるというのが統計の資料でございます。

私ども、これにつきまして若干まだ分析未了でございますけれども、戦後に、いわゆるベビーブームという時代がございました。二十三年、四年、五年、毎年三百万近い赤ん坊が生まれたわけでございますが、そういう方々が第二期住宅五カ年計画の半ばごろまでの間にずいぶん結婚なさいますけれども、その当時、私申し上げて恐縮でございますけれども、第二期の半ばごろから住宅政策は量よりも質というふうな転換をしたわけでございますけれども、そのころまでは、やはり量の充足に追いつたという時代がございました。確かに、そのあたりについては二・D・Kあたりをずいぶんつくつたわけでございます。皆さん方がそういうところに一たんお入りになつて、最近はそのお子さんが生まれておる。平均二人ぐらゐという数字でございます。一・七、八人というところでございます。そういうことになりましたと、家が手狭なつた、したがって持ち家を持ちたいというふうな方々が非常に多くなつておるのじゃないか。しかも、さらにそういう方々がどこに住んでおられるか、現在分析中でございますけれども、たとえば、お生まれになつたところと、そのまゝベビーブームの方が結婚し、大きくなつたという状況ではございまして、東京では、その当時の分から見ますと、七割ぐらゐふえております。大阪も七割ぐらゐその階層がふえております。したがって、大都市におきましてはそういうふうな人口の集中というだけではないで、そういう階層の方々もたくさんお集まりになつておるというふうなことも、いま言つたような数字にあらわれておるので

はないかなというふうな分析をして見ておるところでございます。

しかし、とまれ、先生おっしゃいますように土地なり住宅の価格が大変上がりましてなかなか買えないというふうなことは、だんだん実態になつてきております。私どもは、そういう方々も安心して買えるようになつていくためには、やはり土地の問題につきましても一番の力を注がなければならぬと思つておりますけれども、先ほど来繰り返して申し上げておりますように、まず投機を抑えるということが一番大事だと思つております。これはいまでも、過去の例におきまして、そういうふうなたとえば過剰流動性のようなものが動きますとすぐに土地の投機に回る、そういういたしますと、もうばつと上がつてしまふ、二・三倍にもなるといふことでございまして、そういうものは必ず死で抑えている、また現に抑えなやならぬと思つております。

残る一つは、やはりどうしても供給をふやすといふことしかない。その供給をふやすにつきましても、本当に繰返し申し上げて失礼でございますけれども、再開発の促進と未利用地の活用と農地の活用しか手はないのじゃないかというふうな気がいたします。

したがって、一般の物資と違ひまして、工場生産でさつとつくるといふわけになかなかいかぬ点がございまして。いわゆる懐妊期間がございまして、土地につきましても右から左といふことにはいかないうちもどかしさがございまして、けれども、とにかく供給を促進するということに力を尽くしたいと思つておる次第でございます。

○小野委員 住宅問題が山積みでございまして、住宅に関連して、今回第三期住宅建設五カ年計画が本年度で終わつて、明年から第四期建設計画がスタートいたします。そこで、住宅地審議会に新しい計画の内容を諮問してその答申も得られておるようであります。

そこで私がお聞きしますのは、第三期住宅建設五カ年計画の評価あるいは反省を私どもはなさな

ければならない、点検しなければならぬと考えますけれども、その計画と実施状況の報告を求めると同時に、今後の五カ年計画に対する建設省の所見をお伺いします。

○豊蔵政府委員 お答えいたします。

第三期の住宅建設五カ年計画の進捗状況につきまして、公庫融資住宅につきましては大幅な伸びがありましたので、公営住宅とか公団住宅につきましては若干滞りが見られますが、トータルといたしましてはこの五カ年計画期間中に公的資金による住宅につきましては、達成といえますが、戸数といたしまして一〇七・七％というふうになるのかと思われま。

こういったようなことを一つの前提とし、また今後の世帯増であるとか、あるいはまた建てかえ需要であるとか、それからまた戦後のベビーブーム世代、いわゆるそういう世代の方々の持ち家需要、あるいはまた急激に中高年齢化していく状況、そういったことを前提にしまして、また地域別には、大都市圏におきまして特にこの居住水準の達成が借家関係の方々に問題があるといったような点を踏まえまして、第四期の住宅建設五カ年計画につきましては、大都市地域につきましては、特に借家関係の居住水準の改善を重点に置きまして公共の賃貸住宅を建設していく、それからまたいまの持ち家需要に対応いたしまして的確な援助をする、それからまた今後大都市地域におきまして職住近接というような立場から、再開発関係の事業と組み合わせながら市街地住宅を建設していく、そういったようなことを重点に置きながら新規の五カ年計画の案を建設省といたしまして用意しまして、現在関係の各省と鋭意検討中でございます。

○小野委員 五カ年計画の中で計画を上回った住宅金融公庫のみを発表になりましたけれども、計画戸数八百六十万戸に対して最終年度、ここの見込みは七百九十万戸、これは総体として計画を下回る、こう思います。個別に見ましても、公営住宅は四十九万五千戸に対して三十七万六千戸、

七六・一％、公団住宅は三十一万戸に対して十七万三千戸で五五・八％、住宅金融公庫のみは進捗率一三二％、これはかなり大きな役割りを果たしました。ただ、民間自力はやはり計画を下回っております、こうであります。

また、五十三年度に住宅需要実態調査、住宅局が調べた住宅困窮世帯は、四十八年の三十三万世帯から千二百五十六万世帯と、約四〇％に増加しております。家が狭いと訴えておられる者は千九百七万世帯、約二千万世帯、これは五〇％近くふえております。持ち家の約三〇％が困窮世帯ということがあるた結果から理解されます。

もう一つは、住宅ローンの返済に絡んで、このごろ事故が多発しており、欠陥住宅、住宅販売の際のトラブルが目についてまいりました。私はこういう資料から判断しますと、第三期建設計画は成功したという評価が与えられないのではないのか、こういう感じを持ちますけれども、局長はどのような評価を与えておられるのか、お聞きいたします。

○豊蔵政府委員 お答えいたします。

いまお話がありましたような資料に基づきまして私たちもいろいろと検討いたしておりますが、昭和六十年を目ざして、最低居住水準であるいはまた平均居住水準といったものを考えてみました場合に、四十八年の住宅統計調査とそれから五十三年の住宅統計調査とを比較いたしますと、やはり居住水準の内容については相当の改善が見られているものと考えております。しかしながら、いま御指摘がありましたように、住宅需要実態調査によりまして、現在住宅に困っているという世帯の数は四十八年の調査時点よりも数％ふえております。ただ、ふえておりますが、その内容を見ますと、絶対的な困窮度というよりは相対的な困窮度というふうな面においてふえているように思われます。また、その困っているという内容につきましても、従来のように、ただ住宅が狭いあるいはないといったことだけでなく、日照、通風の面であるとか環境の面であるとか、

そういった意味で需要とニーズも多様化し高度化しているというふうな考えられます。したがって、国民のニーズが非常に高まっている。それから、住宅条件は改善をされているけれども、その高まっているニーズとの間において乖離がまだかなりあるのではないかと、私どもはそういったような実態に着目して、今後さらに施策を進めたいというふうな考えをしております。

○小野委員 第三期計画が所期の目的を達しなかった最大の理由はどのように分析しておられるのか、お聞きいたします。

○豊蔵政府委員 住宅の建設の全体の量を八百六十万戸予定しておりましたが、今年度までの推計では約七百九十万戸程度になるかというふうな思われますこと、それからまた公共住宅につきまして計画を若干下回った実績になると予想されること等、これらにつきましての原因でございますが、一つには用地の取得難の問題があるかと思ひます。これは地価の問題とも関連があるかと思ひます。それから二つ目には、関連の公共公益施設の整備について十分整合性を保つてやっていたことがなかなか困難であった。それからまた、住宅団地を建設いたします際の周辺の地域住民の方々との調整、そういったことも問題であろうかと思ひます。それからまた、今後は都市内に職住近接の立場からの市街地住宅というものの建設が必要かと思ひますが、これにはまた権利関係等の錯綜がございますが、その調整に相当の時間を要するといったようなことを一応原因としては考えておるところでございます。

○小野委員 住宅局の住宅困窮世帯調査、これらによりまして、第三期五カ年計画の失敗した原因は、私は何といたしても持ち家制度に傾斜し過ぎたのではないかと、こう一つは考えます。したがって、良質そして安い公共賃貸住宅の供給を怠ったという点でやはり批判されなければならないのじゃないか、こう思います。第二は何といたしても地価の高騰、第三は産業、人口の集中によって需要と供給がある特定地域、特に三大都市圏でバランスが

崩れてしまった、こういう三つのことがあるのではないかと、こう考えます。

〔村岡委員長代理退席、委員長着席〕

そこで、国土庁なり建設省の答弁は、いつ聞いても地価の高騰は供給不足あるいは需給のアンバランスによつてもたらされたものだ、こういう言い方をいたします。私はそれ自体を否定するつもりはありませんけれども、土地保有が貯金や株式投資よりもずっと有利な資産運用である、こういう考え方が国民の中に浸透している以上、当然土地を手放す人は少なくなつて、ますます需給のバランスは崩れるだらうと思ひます。土地を持つていても得にならない、そういう感情が国民の中に生まれるような方向を現在政府が考えていかなければならないと思ひます。そのことによつて土地が放出される、これがわが国土政策の基本である、こう思ひます。

国土庁もこんなことは十分承知のことでありますけれども、現在の政策は土地所有者への優遇対策が先行いたしております。したがつて、この対策を改めることが土地問題を解決する最も近道じやないのか、有効な政策じゃないのか、こう考えますし、このことも十分承知なはずですので、今回は大臣からその感想をお聞きいたします。

○原国務大臣 課税についてもっと考慮せよという御趣旨は賛成でございます。

それで、いま一番どこにやるかということについてにお答えしたいのですが、市街化区域の農地に対するいわゆる宅地並み課税をどうか、これがいま土地に対する課税をやるかやらないかの非常に問題になっている点でございます。私もこれは昭和五十五年の政府の税制調査会の答申が、これは昭和五十五年の、昭和五十五年、五十六年度は市街化区域の農地に対して課税しないが、昭和五十七年度からこれについて十分、非常にややこしい答申が出ていますが、端的に申しますと、A地区、B地区のみならずC地区に向かつても課税をすべく前向きに考慮せよという考えであります。私自身としてはぜひ昭和五十七年から

前向きに検討すべきものである、御趣旨のような線に沿うてやりたいと思っております。

○小野委員 十月二日の新聞によりますと、首都圏と近畿圏で、区画整理によって家が建てられるばかりに造成されておる土地がそれぞれ一万八千ヘクタール、六千ヘクタール、主として売り惜しみから眠っておるものが建設省の調べによって明らかになったことを報じております。この面積はわが国のほぼ六年分の宅地需要に相当する、こう記されてもいます。私は、いま言ったような基本的な政策の前に、補助金を出し、金融政策にのっとって行われたこれらの区画整理事業の宅地造成地が莫大に遊んでおるといことは、まことに重大だと思えます。この実態と今後のこれらの遊休地の放出対策について、どのような検討が行われ、実施しようとしておるのか、お聞きいたします。

○宮繁政府委員 お答えいたします。

建設省では御指摘の調査をやっております。これは宅地供給の促進を図る意味合いから、今後の宅地供給施策の指針とするために、昭和五十六年度から六十五年度までの十年間を対象期間といたします宅地供給長期見通しを今年度中に策定すべく鋭意作業を行っております。この報道されました調査は、いま申し上げました宅地供給の長期見通しの策定に必要な基礎的なデータを得るために、昭和五十四年度に調査をいたしました。それは首都圏と近畿圏の土地区画整理事業区域の市街化の速度を推計するために行ったものでございます。

本調査におきましては、首都圏と近畿圏におきまして、昭和三十六年度から昭和四十九年度まで十四年間に認可されました土地区画整理事業区域を対象にいたしまして、市街化された面積がどのくらいあるかということと四十九年の時点で把握したものでございます。いま御指摘のとおり、土地区画整理事業の認可面積は、首都圏で二万九千ヘクタール、近畿圏で約一万一千ヘクタールでありまして、このうち四十九年の時点ですでに市街

化されている区域が、それぞれ首都圏で一万一千ヘクタール、近畿圏で約四千七百ヘクタールということになっておりまして、残りの首都圏の一万八千ヘクタール、近畿圏の六千三百ヘクタールは、昭和四十九年度時点におきましてまだ継続して区画整理事業をやっている区域、それからいまお話がございました区画整理事業を終わっているのだけれども、建築物が建っていない区域、さらに公共施設の予定地の面積の合計でございます。それで私も各般の宅地の供給政策を実施してあります。すけれども、この中でも土地区画整理の持つ意味は非常に重要なものでございます。御承知のとおり、公園とか街路とか公益施設の用地を確保しながら、良好な市街地ができていくわけでござい

ます。しかしながら、区画整理が終わりましても建築物が建たないということになりますと、これは直接宅地供給につながってまいりません。それで私もこれに對しまして区画整理ででき上りましたこういった優良宅地を利用いたしまして、地主さんが住宅をつくり、分譲し、あるいは賃貸する場合に、金融公庫からいろいろな融資をやっております。そうしまして、所有者によりまして住宅の建設の促進を図るべく努めております。それからまた本年度からでございますけれども、土地区画整理事業の施行区域内の土地を住宅地として譲渡した場合には、一定の要件のもとでございまして、譲渡所得税について税の軽減措置を図るといようなことで、その吐き出し効果等も考えております。

しかし、いづれにいたしましても、こういった良好な市街地ができて上がつておりながら、そこに住宅が建たないということは非常に残念でございますので、私もこれはこれから単に物理的に区画整理を実施するだけでなく、地主さんに対していろいろなノーハウを提供するとか、あるいは資金面につきましても、先ほど申し上げました公庫の融資の条件改善を図るとか、そういった施策を続けていきたいと考えております。

○小野委員 補助金なり融資という一連の国家施策をもつて区画事業を行ったにもかかわらず、六

年分に相当するような宅地が遊んでおるといようなことは、あらゆる政策を行う前に、抜本的に改善しなければならぬ、手をつけなければならぬ問題である、こう思います。改めてこれに對する強硬なる施策をお願いいたしておきます。

時間もありませんので次に進みますけれども、政府の宅地開発のための予算要求は、昭和五十六年度で見ますと、住宅金融公庫への融資三千二百四十五億円があります。これは毎年行われておるわけですが、こういう予算というものは土地の需給のバランスをとるためにどのような効果を上げておるのか測定しておるものなのかどうか、あるいは現在の土地供給のためにどの程度の役割りを果たしているものなのか、もし調査してありますらお聞かせ願いたいと思えます。

○宮繁政府委員 民間デベロッパーに對します政策融資のお話かと思えますけれども、住宅金融公庫、それから開発銀行等から投資資金をかなりの低利で融資いたしておりまして、住宅金融公庫では年間四、五百億程度、開発銀行では二百五十億程度の融資をやっております。かなりの宅地造成に貢献しておることだと思っております。

○小野委員 住宅宅地関連公共施設整備促進事業、国費で昭和五十三年度に三百億円、五十四年度に六百億円、本年度は九百億円、五十六年度に一千億円を要求いたしております。あるいは住宅金融公庫に三千二百四十五億円、日本開発銀行へ二百四十一億円要求いたしております。したがって、これらの予算が、融資がわが国の宅地の提供にどのような役割を果たしておるのか、あるいは価格の上昇、地価の上昇に對して歯どめとしてどのような役割りを果たしておるのか、やはり調査しておく必要があるのじゃないか、こう考えますので御検討のほどをお願いいたしておきます。

す。ところが、先ほど申し上げましたように、三大都市圏では普通のサラリーマンでは持ち家は持つことができないという現在のレベルに達してしまつたことは少なくとも理解していただけたと思

います。したがって、これらの制度を私は全面的に否定するつもりはありませんけれども、一般サラリーマンが住宅を持てないとなつた以上、住宅政策は根本的に変えていかねければならない時期になつたのではないかとあるいは他の方法を主とするような政策に変えなければならぬ、こう考えます。したがって公共賃貸住宅、しかもそれは最低居住水準を備えて、安いものでなければならぬと思ひます。したがって、住宅宅地審議会の中でもそのような答申がなされておると聞いておりますけれども、このような方法が主として政策遂行されるものなのか、第四期五十年計画の中でどう評価されようとしておるのか、大臣の所見をお伺いします。

○豊蔵政府委員 いま御指摘の点につきましましては、先ほど申しましたように、昭和六十年年度を目標といたしまして最低居住水準の確保を図るとい観点から見ました場合に、主として大都市地域におきましては借家居住世帯に居住水準の改善のおくれが目立つております。したがって、大都市地域につきましましては特段にこれらの方々の居住水準を改善するために公共賃貸住宅の適確な供給を図るといことを重点に置きたいと思っております。また一方、先ほど申しましたいろいろな世代の方々の持ち家需要といふことにつきましても適確な対応をするといふようなことで良質な持ち家取得の促進も図りたい、その上で住宅環境といふものにつきましても改善を図る、そういったような点を考えてまいりたいと思つております。

○小野委員 最低居住水準を備えた公共賃貸住宅を今回の建設計画の中では主として推進していただきたいとお願ひしておきます。

建設省は、さきに大都市市街地域での宅地供給をふやすために都市計画法による市街化区域、市

街化調整区域の線引き基準の見直しを決めて各都道府県に通知いたしました。私は線引きを固定化するつもりはありませんけれども、さきに述べました土地政策の基本を放置したまま市街化区域の拡大を急ぐことは、乱開発を促進したりあるいは現在土地を買い占めておる企業の救済につながるかねないという面を持つておることもわれわれは配慮しなければならぬと思います。したがって、これらの線引きの見直しのためにこれらの悪作用といえますか、国民の顔を逆なでするような問題についてどのような抑制策をお持ちなのか、あるいは政策遂行のためにどのような指導をしなから進めようとするのかお聞きいたします。

○升本府委員 おただしの線引きの見直しの方針につきまして、先般都道府県知事に通知をいたしましたわけでございますけれども、今回の見直しに当たつての基本方針といたしまして、いたずらに市街化区域の規模を拡大することなく、既成市街地の高度利用や遊休土地の有効利用、それから市街化区域内農地等の計画的な市街化の促進に努めるということを前提として、その上で市街化区域の線引きの見直しをやるべきであるということをお願いいたします。市街化区域あるいは調整区域の都市計画は、いわば無秩序な市街化の外延的な拡大を防止するという観点から行うものでございまして、今回の見直し方針によりまして区画整理事業の実施が確実な区域であるとか、そういう計画的な市街地整備が確実なものは取り込む、それから市街化区域線引きの中で一団のまとまりの農地のまま残つておるところは積極的にむしろ調整区域にしろというような形で具体的の方針を定めて指示いたしておりますので、この方針に従つて各知事に適確な見直しをやつていただけたらと、むしろスプロールの防止という意味でかなり有効な手立てになり得るのではないかと私もは期待をいたしておるところでございます。

○小野委員 国会という最高の審議機関であるこの場所であつては意見は述べられたことが土地政策、宅地政策の中でそのまま遂行されることを強く希望して、質問を終わります。

○稲村委員長 この際、暫時休憩いたします。
午後零時二十九分休憩

午後二時三十分開議

○稲村委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。中村茂君。

○中村茂委員 建設大臣、建設省に建設省専門委員という制度がありますが、その制度の法律的な根拠と目的、何でこういう制度をつくつておるかということについてまず最初にお聞きいたします。

○丸山府委員 建設省の専門委員は、建設省内部部局組織規程、これは昭和二十七年に制定された建設省令でございますが、この第八條によりまして、「建設大臣の諮問に依つて、専門の事項を調査審議させるため、専門委員三十人以内を置く。」専門委員の任期は、二年とする。こういうことになっております。なお、この専門委員制度は昭和二十四年からあるわけでございますが、この場合には、建設省組織規程、これはやはり省令でございますが、その第四十六條の規定によつて設けられておつたわけでございますが、二十七年に先ほど申しましたように建設省内部部局組織規程に変わつたわけでございます。

○中村茂委員 そういう任務を持つて設けられておるわけですが、定員三十名に対しては、何名任命してありますか。

○丸山府委員 現在は二十二名お願いいたしております。

○中村茂委員 それを任命する場合の選定基準という資格要件とか、どういう要件でこれを任命してあるわけですか。

○丸山府委員 専門委員をお願いする場合に、文書によつてどういふ方をお願いするかどうか規定はございません。しかしながら、大臣の御指示による場合もございますし、われわれから進言申し上げて御相談する場合もあるわけでございますが、大体建設行政に對しまして専門的知識を有する方をお願いしているわけでございますが、現在の建設行政は、国民の価値観も非常に多様化しておるわけでございますから、これに對応するためには広い範囲内であるといふと検討することがあるわけでございますから、各界各般の方にお願ひをしておるような状況でございます。

○中村茂委員 もう少し細かくお聞きします。が、何か、上申するとか、よそからしてもらいたいというふうな申し込みがあつておるのか、そういうものなしにどこで募集するものか、それとも、全体を見て、この人間が適当じゃないか、資格要件に合うんじゃないかということによって皆さんの中から、そこら辺のところをひとつ明らかにしてもらいたいと思ひます。

○丸山府委員 いろいろな形態があるわけでございますが、お伺ひする仕事の内容によりましては、それぞれの局からこのような方をお願いしたいらうかというふうなお話がある場合もございますし、また、外部の方から、この人は建設行政に對して知識、経験が豊富だから、このような人の意見を聞いてみたらどうかというふうなお話もあるわけでございますが、人によりまして違います。心に幹部で御相談をいたしまして、所定の手続をとつてお願いする、こういう形をいたしておるわけでございます。

○中村茂委員 それでは、いま二十二名任命してあるようでありますから、その二十二名の氏名を発表いたしたいというふうに思ひます。

○丸山府委員 名前だけ申し上げます。
浅井新一郎さん、遠藤貞一さん、大坪健一郎さん、表俊一郎さん、金子勇次郎さん、川島武宜先生、河村邦邦さん、小林幸雄さん、沢田光英さん、沢本守幸さん、杉本一さん、中馬辰猪さん、坪井良一さん、塚田徹さん、徳安實藏さん、中島衛さん、萩原尊禮さん、萩山教嚴さん、蓮実進さん、

福井順一さん、松崎正躬さん、望月邦夫さん、以上二十二名でございます。

○中村茂委員 この二十二名の方を、私はこういうふうに一応分類して集計をしてみたわけですが、建設省の元役人が六人、それから、私の目から見てそれぞれ専門家だなど、こういうふうに見られる人四名、それからマスコミ関係二名、弁護士二名、それと衆参の元国会議員、元県議員、それから元国会議員秘書、しかもこの人たちは八名、そしてこの八名の人は、一名を除いて、先般の衆参ダブル選挙で全部立候補をして不幸にして落選をした人たち、こういう任命になつておるわけですね。

そこで、私が本日この委員会では取り上げようと、こういうふうな思つたのは、ダブル選挙後私のところへ、いまこの任命されている人たちが二十二名のところから、二カ所から、実はこういう内容の申告があつたわけですが、専門委員ということですから、専門委員という名刺を刷つて、この肩書きを利用して、特に選挙の事前の運動などについて、橋をつくるにしても道路をつくるにしても、建設省関係のことは、おれは建設省にのみききんだから任しておけと、こういう、立場を利用して盛んに選挙運動をやつた。

それからもう一つは、この肩書きを利用して建設業界のところへ出入りして、そして選挙のときに選挙の資金かせぎに利用している向きが相当強い。二ところから来たのは大体そういう内容で私のところへ申告がありました。

そこで建設省の方へお聞きしたところが、そういうふうな専門委員に任命していても、立候補するときは一応それを取り消す。そして選挙が終わつたら、先ほど御存じのように、当選すればもう国会議員という肩書きがつくわけですからそれは任命できませんが、しかも、この内容を見ると、建設大臣を経験した人、建設委員会に所属していた人、建設政務次官をやつた人、国会議員の秘書をやつたというふうな人、そしてこの大部分は次の選挙目掛けて立候補しようということ準備し

ている人、こういう人が多いわけです。ですから、全体的に見て、確かに大臣をおやりになっているのだから、これは専門知識があると言えはるでしょう。しかし、大臣をやった人を専門委員にしてというふうに言ってみたら、専門委員という、諮問というのがありますけれども、実際には中身になかなか合わないですね。こういうやり方を何年としてきたわけですよ。先ほどは、広範に検討してその人によって違うけれどもこれを任命する、大臣を中心にして、人事の担当のところで厳密にやったというふうに言われますけれども、私の聞くところでは、やはりそのなった人が、自分からやってもいいと、こういうふうに出した人もあるようですし、それから自民党の相当な有力者を通じて持ち込まれた人もあるようですし、そういうふうな考えでますと、私は、結果的に、皆さんがおやりになっているのは、こういう人たちの選挙の助け、これを任命した任務、いわゆる諮問にたえらるか特別な調査をするとか、そういうこととはほど遠い内容になっているのではないかと、こういうふうな思っている。そこで要求したいというふうに思うのですが、この専門委員というのをひとつ根本的に見直しをしたらどうですか。

○齊藤国務大臣 お答えいたします。

この制度が設けられてすでに二十有余年たつているわけでありまして、顧みて、それはそれなりの効果があつて制度が設けられたことと思ひます。いろいろと見方があらうかと思ひますけれども、こうした複雑多様化した社会の中で、衆知を集め、御意見を聞き、せっかくの経験を生かしてもらおうというふうなことは、私はまた大切なことであらうかと思ひます。しかも、これはどちらかというと、全く無報酬でございますし、お呼びするときににはむしろ自腹を切つてお出かけくださるということなんです。したがつて、私はそういうマイナスイ面を見るのではなく、建設的な気持ちでやはり政府としてしましぱく続けさせていたいただいた方がよろしからうと思ひます。私、大臣になつて

まだ三カ月でございますし、専門委員の方々に集まつていただいてお知恵を拝借する機会がございます。特に昨今のような宅地、住宅等々対応するためにもこのままで続けることの方がよろしいのじやなからうか、このように考えております。

○中村(茂)委員 前に任命された人たちとか、そういう人たちも少し調べてみたのですよ。こういうやり方は二十有余年間一貫してきているのですよ。あなたは大臣になつてからいふ言つたようにわずかもしらぬ。しかし、実際にはこの制度ができて以来いま申し上げたような内容を含みながらずつとやつてきた。それでこの任務が果たされる、こういうふうな理解するわけですか。ですから、私はとにかく見直してくれと言つています。まづ制度を見直してくれということ、制度自身を見直してくれということ。各省庁を調べてみると、大蔵省とか通産省、そういうところは顧問制度というのを、四、五人あるようですね。こういう専門委員制度というのは、建設省は特に専門家が必用だからと言へばそれまでですけれども、ないのですよ。こういう専門委員は建設省だけなんです。しかも、任命の中身がこうだ。ですから、まづ一つはこの制度自身を見直してもらいたい。これは検討が必要でしょう、時間も必要でしょう。それから二番目に、せっかく任命したばかりですけれども、このところで全部任命し直してもらいたいと思ふ。その点でいかがですか。

○丸山政府委員 先ほど大臣から御答弁申し上げましたように、私が考えましてもやはり国会議員の経験者であり、かつ建設大臣あるいは建設政務次官をやられたというふうな方は建設行政に関しては最も高い見識を持つておられる。これは建設行政に寄与するものと考えられるわけでございます。

また、任命のし直しの問題でございますが、やはり任期が二年ということになっておりまして、最近任命した方もございまして、任期間際の方もございまして、やはり任期が切れたときに再検討するというのが筋ではないかと考えるわけでございます。

○中村(茂)委員 任期が切れたのをやり直すのはあたりまえだ、そんなこと。こういう内容だから、それを見直さないと言ふのだ。

それで、個人の名前を挙げて恐縮かも知れませんが、○稲村委員長 お静かにお願いします。

○中村(茂)委員 特に、栃木の蓮実進さん、これは国会議員の秘書さんをやつていたのですよ。それで野球選手の江川を巨人へ獲得するために策動した人です。これを専門委員にしてまさか建設省に江川をとらうというのじやないでしょう。これはどういふふうな考えても、建設省の専門委員に任命されているなどということは私の知識ではわからないのです。個人の名前を挙げて恐縮ですけれども、一つの例として挙げてい

わけです。だから、こういう内容が含まれているのだから、任期がきて任期でやるのはあたりまえなんだ、そのところで検討するのは、だから、一応検討して任命がえということも考えてみたらいかかですか。

○丸山政府委員 先生の御意見も一つの御見識だとは存じますけれども、最近任命したばかりのものを何も支障がないのに任期内で罷免するということはなかなかむずかしい問題だと考えるわけでございます。

○中村(茂)委員 任命したばかりの人をやるというのは大変だと言ふけれども、任命したこと自身間違ひじやないか。根つこの方が間違ひじやないかと言つてゐる。何でこういう人を任命しておかざるを得ないのか。

しかも、はつきり言ひますけれども、この地域からこの人の行動について私のところへ上がつてきたのです、二つの地域と言つた一つは、それを調べてみると、何か今度のダブル選挙の近くまで選挙に出るとか出ないとか、いろいろあつたようです。結果的には出なかつたようです。それで

いまでも事務所を持つて、次は出るという準備をしているのかどうか知りませんが、盛んにこの肩書きを利用しながら、先ほど言つたようにこれは建設省にのみがきくんだから建設省のことはおれに任しておけばいい。または、建設業界へ出入りして一定の金を集めて、それで独自の事務所も持つてゐる。私がこゝまで言つてわからないなら、ひとつ皆さんの方での内容を調査してみてください。

○丸山政府委員 蓮実さんの問題でございますが、蓮実さんは船田衆議院議長の秘書を長い間やつておられまして、いろいろと学識経験があるというのを聞いております。それから現在ではPRの会社の社長をしておられまして、これからの建設行政を進める場合には、やはり国民の皆様方いろいろな御理解を賜ふというような場合には、そのような知識も拝借する必要があると考へていられるわけでございます。

なお、いま先生の申されましたいろいろ専門委員という肩書きを使つて行動をしておられるというところでございますが、冒頭に御答弁申し上げましたように、専門委員は大臣の諮問に應じまして専門の事項を調査、審議する権限しかないわけでございます。行政権は全くないわけでございます。ですから、そういうことはできないわけでございます。

○中村(茂)委員 そんなものではないのはわかつてゐる。専門委員だからね、無報酬だし。しかし、本人はできると言つて宣伝して歩いてゐるんだよ、肩書きの方が大きいような名刺をつくつて。それで言ひ方もこういう言ひ方だ。私は建設省にのみがきくんだ。あなた、にらまれているんだ。それだから私に建設省のことをさせれば——こういうことは余り私に言わせないで、一応検討してみた結果、見直してみた結果どういふ結論が出るか知りませんが、一応これ全部見直してみてください。

○丸山政府委員 先ほど申しましたように、やはり任期中に特別の支障がないのにやめていた

くというのはなかなか困難だと存じますし、また建設省ににらみをかせるという事を言っておられると申されますが、われわれは専門委員の意見で左右されるような行政は絶対にしないつもりでございます。

○中村(茂)委員 委員長、私がここまで言つてまだ同じ回答しか出てこないだけども、私は何もあなたたちがにらまれているからといって、それをうのみにして、言うとおりにしているという事を私は言つてゐるわけじゃないのだよ。そういうふうなふうに言つて歩いてゐるというのだよ。それでは受ける方はどうか。肩書きを見れば、建設省専門委員というのだから、やはり建設省の方のこともこの人に頼んでおけばできるのだなと受けるのはあたりまえじゃないですか。それは皆さんの方も内容によつては受ける方もあるでしょうね。しかし、さつきあなたの方が言つたように、何でもそれをうのみにしてはいはいと言つ、そのことを私は聞いてゐるわけじゃない。そういうふうな言つて歩いてゐるということなのだ。そこで、こんなことをいまやりとりしてはだめですから、いま理事会が何か開いて、この取り扱い方についてどういうふうにするか結論を出してください。

○稲村委員 長 いまですか。

○中村(茂)委員 いまです。

○稲村委員 長 では、いま公明、民社に話をしていますから、それまで続けてお願いします。

○中村(茂)委員 まだ理事が全部集まらないようですから、これはここで一応保留して次の問題に入ります。

次は住宅性能保証制度、この制度についてお伺いしたいというふうに思います。

前から欠陥住宅が問題になつて、その欠陥住宅をどういうふうにしていくかという事を論議する中で、建設省自身もそういう欠陥または瑕疵の住宅が出てきた場合にそういう面を保証していく、言へば住宅性能の保証制度というもので、一応試案の試案のようなものを出されたときがあり

ます。最近になつて、一地域に対してこういう制度が実施されてきているようでありますが、まずこの制度を設立した経過と現在実施しているこの制度の内容について概略御説明いただきたいというふうに思います。

○豊蔵政府委員 住宅性能保証制度につきましては、住宅性能を長期にわたりまして保証することにより、住宅取得者の保護の強化と住宅の品質、性能の向上を図るというようなことを目的としておりまして、従来から私もいろいろと勉強してまいつたわけですが、北海道の釧路地域におきまして一部試験的にことしの四月からこのような制度を実施してゐる状況でございます。

○中村(茂)委員 概略でいいからその内容を、もう少し形が浮かんでくるぐらいな程度に説明してください。

○豊蔵政府委員 失礼いたしました。現在実施しております内容は、木造の戸建て住宅を対象としてしまして、建設をいたしました業者の方々が登録をしていただきまして、そしてその登録をされた業者の方々が、最長十年にわたつて重要な部分のその住宅の瑕疵につきまして保証しようというものでございます。その場合、それらの登録された業者の建設された住宅につきましては、十分な検査を受けまして、それでこれは大丈夫ということとで引き渡しをするというふうなことにしております。

なお、これらの保証制度をある程度担保するために、一面におきまして保険を付すというふうな形でこれを担保しております。大体地元で約百社程度の業者の方々がこれに加入いたしまして実施に入つておるといふことでございます。

○稲村委員 長 先ほどの中村委員の質疑につきまして、建設大臣から答弁の申し出がありますので、これを許します。

○斉藤国務大臣 先ほど中村委員から専門委員のことににつきまして御指摘がございました。御本人の行為行動が専門委員として不適格云々、あるいは地位、肩書き等々を利用されるというふうなお

話でございまして、まだ直接的に処置いたしておりませんので、調査の上検討させていただきますと思ひます。

○中村(茂)委員 いずれにしても、私が一番先に言つたことは、制度そのものひとつ検討してもいいというところが一つ。それから、中身の任用についても、不適当という言い方がどうか、まあそういう人が含まれてゐる、私はこういうふうな思ふのですね、途端だけでも、そういうふうな判断できる者については、途中だけでも任命がえというふうな見直しをしてくれ、こういうことを言つておるわけですよ。いま大臣の答弁は、一応調査させてくれ、こういうことです。

そこで、後段の方は、調査が必要なら調査も結構でしょう。調査するのだから、それで終わりでなしに、調査していただいても見直しを検討する、こういうふうな二番目の問題については、私はいまの大臣の答弁について理解いたします。

それから、前段の方についても、これは結果はどうなるか知りませんが、いずれにしてもこの制度上もう一度改めて見直しを検討してもらふ。この二つ、こういうふうな理解するけれども、いまはそれでいいですか。

○斉藤国務大臣 お答えいたします。見直しを前提ということではなく、あわせて検討させていただきますと思ひます。

○中村(茂)委員 それでは、皆さんの検討なり、または調査なり、その結果また質問することとして保留して、一日も早く調査を完了するようにお願いいたします。

次に、私はこういう制度について前から三つの点について意見を本委員会でも申し上げてきたので

まず一つは、今度のこの制度も、言へば損害保険をその対象にしようというわけですね。と民間のその対象にしようというわけですね。ところが欠陥住宅というものはどういふところから起きてくるかというところ、家を求める者も、それからそれをつくる業者も、別に欠陥をつくらうと思

つてやつてゐるわけではないと思うのです。そしてまた、業者も欠陥のないものを提供する義務があるわけですね。りっぱなものをつくらなければいけないわけですね。ところが実際の姿はそういうものが出てくる。だから、そういうものを損害保険という枠内で保証していくというやり方がなじむかなじまないか、こういうふうな考へてみると、法律なり、そういう法律に基づく省令なりに基づいて、もつと一定の保証制度というものをつくつて、それで法の保護のもとにこれを救済していく制度をつくつたらどうか、こういうことを私は主張してきてゐるわけですね。ところがこれは全然関係なしに、民間の損害保険を活用して――ですから、このできた会社というものは、主管官庁というか監督官庁は大蔵省になるのじゃないかと思うのです。その点が一つ。

それから二つ目には、この制度で欠陥、瑕疵というものについて担保で保証していくわけですが、けれども、その基準をつくるのは非常にむづかしいわけですね。これは何も大蔵省が、保険という枠の中で欠陥が出るから、それではこれの場合にどうだということでは基準をつくるということとは、私はできないと思ふのです。やはり建設省の建築基準法に基づくいわゆる欠陥、瑕疵の基準がきちつとつくられなければならないと思ふ。そういう意味で法の保護というか、そういうものが必要じゃないか。つまり方々も非常にむづかしいのじゃないか。つまり方々によつてそれが担保になり、保証するんじゃないかという基準になるわけですから、これが二番目。

それから三番目に、欠陥住宅、瑕疵というものは、個人の注文住宅は一番少ないです。個人の戸建ての注文住宅というものは一番少ない。一番多いのはどこかと言へば、建て売り住宅、それとマンションとかそういう合同住宅。

ところが、今度見ますとこういうことですね。戸建てで木造で注文の建築の新築なもの、となると一番欠陥住宅が少くない。違うものは手をつけていないわけですね。ですから、私は、欠陥の一番多

うな、ひとつ大臣の考え方を聞きたい。

○原国務大臣 中村先生にお答え申し上げます。いろいろやっておることはやっておりますが、どうも中村先生のお気に召すような施策が必ずしも十分でないことをはなはだ残念に思っているところでございますが、全然やっていないほどでもございませんので、いまのところは、適正な土地利用の促進、地価の安定を図る、そのための総合的土地対策としては長期的な対策と短期的な対策の二つをやっております。

〔委員長退席、池田（行）委員長代理着席〕
現下の土地問題は、基本的には大都市地域への人口、産業の急激な集中によつてもたらされておると思ひます。でありますから、過密過疎を解消し、国土の均衡ある発展を図る、こういう方向でやっております。

また、短期的な対策としては、宅地需給の不均衡が最近の地価上昇の主な原因であると考えますから、引き続き投機的な土地取引を抑制しつつ、宅地供給の促進を図ることが緊要であると考えております。

もつと細かいことは事務局から答弁いたします。

○山岡政府委員 いまお話に出ました長期的な対策と短期的な対策ということでございますが、一つは、国土利用のための長期的な対策ということを検討いたしておりますけれども、結論を申し上げますと、三全総を着実に実施をするということでございます。

私ども国土利用を検討いたします際に与えられた与件がございます。一、二申し上げてみますと、国土の現況が一つの与件でございます。全体が三十七万七千キロというところで、その中で可住地面積は二六％ぐらいと言われております。そういうところに住まなければならない、これが一つでございます。それから、現在の土地利用の状況でございますけれども、全国の土地利用の状況を見ますと、現在三千万ヘクタール、八三％が大体農用地の利用になっております。現在宅地の

利用が百三十四万ヘクタールということでございます。まして、この三千万ヘクタールの農用地等が減をしながら宅地がふえるというのが最近の趨勢でございます。

それから、さらに考えておかなければならないのは人口の問題でございます。人口につきましても、二十一世紀初頭に三全総では一億三千七百万人、しかもこれは停止人口というふうに言っております。最近の出生率等の状況から見てこれは少し下方修正する必要があるのではないかと、いふことを内部で検討いたしておりますけれども、いふにせよ、一億三千数百万人というところで、それ以上ふえもしない、減りもしないという人口が二十一世紀初頭には到来するというのが現在の見通しでございます。さらに、その人口の内訳を見ますと、六十五歳以上人口が二十一世紀初頭で九百万人、約一四％というふうな三全総は見込んでおります。さらに、十八歳以上の方々の中学歴者が全体で、たとえば五十年は一四％でございますが、そのころには二八％が高等教育を受けると言われておられて、いわゆる文化的環境の欲求も増大するというのが前提でございます。

もう一つの前提といたしましては、やはり人口が都市へ集中をする、七二％が都市地区に住むということが見込まれております。そうなりますと、やはり産業構造も変化をいたします。言葉をかえて申しますと、複雑な地形、地質、狭い可住地、しかも限られた水資源等の中で、国土全体をうまく使う、その中に一億三千数百万人の人がうまく住むということが長期の国土利用の目標でございます。そういうことができるのかという話がございます。き出ますけれども、私ども、これは卑近な例でまことに恐縮でございますが、一億三千数百万人の日本人を全部一カ所に集めますと、大臣の御出身の淡路島の何分の一というところに入るわけでございます。そういう方々が日本全土の可住地の中にうまく住むということができれば、必ずそういう目標は達成できる。たとえば、北海道のごときは国土面積の二割を占めておりますが、人口は

いま五％でございます。そういうところの大きな活用をやつていく、そのための国土利用計画というものをつくつておまして、そういうものを着実に進めていくというのが長期の対策でございます。これはしかし、長期と申ししても相当時間がかかるわけでございます。

当面の問題は何かということでございますが、これも繰返し申し上げておまして大変恐縮でございますけれども、われわれの当面の問題は何かといひますと、土地の値段が高いということでございます。土地の値段が高いということに對してどうするかということがわれわれに与えられた与件でございます。これはいつも申しますように、効用増によるもの、それから投機によるもの、需給ギャップによるものがございます。その中で、いわゆる投機によるものは影をひそめておると私も思っております。現在、いろいろと全国で調査をやっております。月別の調査をやつているところもございすが、いずれもそういう投機はないという報告を受けております。そうなれば、やはり需給のギャップということにつきまして最大の努力をしなければならぬということが目下の急務でございます。先ほども申し上げましたけれども、要するに、たとえばトイレットペーパーでございまして、なくなつて値段が上がつた、工場を増産すればすぐ間に合う。ところが、土地につきましては、懐妊期間がございまして、なかなか直ちにそういう適用ができない点があるといううらみはございすが、なるべく早くそういうふうな供給をふやしていくということが目下の急務である、そのためにはやはり土地は持つておつても余りよくないのだ、もうからないのだというシステムをつくる必要があるというお話が先ほどございました。

そういうふうな、土地を持つておつてももうからないのだということが、逆に土地はもうかるのだという觀念になりますと、二つ現象が起ると思ひます。一つは売り惜しみでございます。最近のいろいろな土地問題の発端となつたのが売り

惜しみでございます。そういう売り惜しみ対策といたしましては、今回考えておりますような農住組合法案のようなもの、もしくは宅地並み課税のようなもの、そういうようなものの対策を進めていくことが必要だと思つております。それからもう一つは、やはり投機が起る、いわゆるインフレーションと申しますか、地価上昇マインドに振られて、いま言ひました売り惜しみの反面といたしまして、買い進んで転がすということが起こる可能性がございすが、これがございすと本当に土地対策と申しますか、地価対策は全滅いたします。したがしまして、そのために投機を本気で抑える、これをやりながら息長く宅地供給をやつていく、これしか手はないというふうな思つていくわけでございます。農住組合法などもその一環でございます。本当に限られた供給策の中で、いま一番大きな供給源の農地をいかにして供給していただくかというふうなことでございすが、

少し長期、短期というふうなことで、超長期の話を申し上げて恐縮でございますけれども、そういうふうなつもりで仕事を進めておるわけでございます。

○中村（茂）委員 とにかく土地が上がるということとは手に入らなくなるのはもちろんだけれども、いまも話があらたが、土地を持つていけばまた上がるのだらうといつて、土地が出てくるのがますます決つてしまふのだから、これを何とか、土地を持つていけばまた上がつていくから土地を持つていた方がいいわい、この国民の心理というのはどこで抑えるかというのが一番必要な政策だと私は思ふのです。そういう感情がなくなつていけば、いい値段へ来たり、欲しい物もあるしそれから土地を出すかというつもりにもなつてくる。それから、土地を買つておけば貯金しておくよりか、何にしておくよりもか、土地をいいてところを見つけて財産のつもりでとつておくかという人もなくなつてくる。土地投機、土地投機という言い方をすれば、いまのように上がつていつて、これはいいとなれば、そういう現象

は必ず国民の間には起きてくると私は思うので
す。土地を持っていれば、いま放すよりか、金も
さしむきそう大きい金が必要もないから、それで
もこの土地を持っていた方がいいという気持ちに
なってくる。ああ、いい土地があったというか、
ああ、これは貯金しておくよりかその土地を持
っている方がいいといつて、そういう投機の対象
になるようなことが起きてきてしまう。ですから
緊急中の一番の課題なわけです。それで具体的な
対策を聞くと、どうも納得できる対策が出てこな
い。

そういう意味で、時間がありませんから、もう
一つだけ、埼玉県知事が諮問して、いわゆる「地
価対策に関する提言」というのをまとめました。
これは私見をいって、これきりでできると
は思いませんけれども、具体的な、しかも土地の
安定というものを考えていった場合に一つの方
法だ、こういう感じを受けたのですけれども、「ま
えがき」のところに「最近の地価の高騰は、大
きな社会問題となっております。」という出だしで
始まって、「地価対策に関する提言」をとりま
め、問題の解決に向けて積極的に対策を講ずるよ
う、国に求めることといたしました。ですから、
「国に求める」ということで五十五年の五月に出
したので、皆さんの方へも来ていて、恐ら
く目を通してというふうに思いますが、「地価
を規制するために」ということで提言1、それか
ら「宅地を供給するために」ということで提言2、
提言3、その次に環境問題を取り上げています。
この場では環境問題は一応省略して、「地価を規制
するために」ということと「宅地を供給するた
めに」、提言1、2、3、これについて皆さんのこ
ろのいまの考え方を、時間があるから簡単に
にひとつお聞きせ願いたいと思います。

○原国務大臣 埼玉県知事が提示されました「地
価対策に関する提言」は私も拝見させてもらいま
した。きわめて積極的なその対策を講じておる
さすがに行政の第一線におられる埼玉県知事の御
提案でございます。今後の土地政策を進めるに

当たつては大いに参考になると考えております。
あるいは農地の宅地並み課税に似たようなことも
言っておられるし、われわれの提案としておる農住
組合法に類似するような点も強調されております
ので、大いに参考になると思ひます。

○山岡政府委員 御提言の中で「地価を規制する
ために」ということは、国土利用計画法につ
きまして規制区域制度の広域的運用、投機要件の緩
和、届け出面積の引き下げが提案されております。
私も規制区域制度の広域的運用につきま
しては、やはり地域の実情に通じた知事さんが総合的
判断によつて行うのが基本ではないかと、お会い
したときに申し上げております。なお、たとえば
総理大臣の権限もあるわけでございますけれども、
御案内のように、本法制定当時のいきさつが
ございまして、やはり知事さんの御判断を基本と
すべきであつて、これはその基本を変へるべきで
はない、ただし、さらに隣県にわたるような場合
に、十分御相談をしながら広域的運用は図つてい
つたらどうかというふうな申し上げを
した。

それから、次に投機の要件を外すことにつ
きましては、これはたびたび申し上げておるま
すけれども、私も私どももいたしましては、立法上にもまだ
問題があるという気もいたしますが、同時に、投
機という異常な事態がないのに規制区域を指定す
るというふうなことは、かえつて健全な土地取引
を困難にさせまして宅地供給を阻害するといふこ
とになる面もございまして慎重に検討してまい
りたいというふうな申し上げをしました。

それから、届け出面積の引き下げにつきま
しては、現状では面積基準を直ちに引き下げる必要は
ないとは判断しておりますけれども、地価はなお
警戒を要しますので、最近の地価情勢を引き続き
監視しながら十分検討をしていきたいというふう
にお答えいたしました。
提言では、宅地供給促進のための施策といたし

ましては、宅地並み課税といひますか、いわゆる
選択的土地利用制度の提言がございまして、たと
え「市街化区域内農地の有効利用を図るため、選
択的土地利用制度の創設を」というのがございま
すが、この中身といたしまして、その三番目に「宅
地又は農地としての利用を選択した土地につ
いて、それぞれ集約化し、計画的利用が促進でき
るような措置を講ずること」という御提案がござ
います。私も、これはいま考えておる農住組合法
案に大変近いな、応援してくだいというふうな
ことを申し上げました。

それから、賃貸借促進区域のような制度の創設
の御提案もございまして、これにつきましては、や
はり宅地供給促進のための一手法として十分参考
になるものだといいことで検討してまいりたいと
いうふうに申し上げました。

それからもう一つ、市街化区域内農地に対しま
す固定資産税のいわゆる宅地並み課税につきま
しては、たびたび御答弁申し上げておりますけれ
ども、五十五年度税制改正の税制調査会の答申の趣
旨ののつとて十分検討してまいりたいというふう
なことを申し上げました。実は知事さんの方か
らのお話に対してすでにそのようなお話を私
どもしたわけでございます。現在もその考えに
変わりはございません。

○中村(茂)委員 土地の規制の問題は局長とも私
何回かやつてきておるのだけれども、どうも規制
すればなお土地は出なくなるんじゃないか、その
辺はいろいろありますけれども、ここで言つてい
る、言えば広さですすよね、広さの問題、これは前
の法案の審議のときに私も私どもも言つておいたけ
れども、もう少し狭くした方がいいか広くした方が
いいか、これはもう時間がないから保留し
て、論議していきたいと思ひます。

それから、宅地並み課税の見直しの中で選択申
告制という制度を取り入れてやつたらどうか、こ
れは一つの提言だと私は思ひます。見直しの時
期に十分考えていただきたいというふうに思いま
す。申し上げただけで、この点はあなたの方の回

答は必要ございませんから、時間が参りましたの
でこれで終わります。

○池田(行)委員長代理 林百郎君。

○林(百)委員 私は、時間ありませんので、建
設行政の中で重要な、近代的な環境整備の上で大
きな役割りを果たす下水道問題に限つてお尋ね
したいと思ひます。

まず建設大臣、おたくの下水道部で編さんした
「日本の下水道」というのがございまして、これ
を見ますと、下水道の普及率が、発達した資本主
義国で国民総生産が世界で第二位だといふのに、
五十四年度末における総人口普及率二八%とある
のです。ちなみにその国を見ますと、イギリ
スが九七、西ドイツが八八、オランダが九〇と、
日本が際立つて普及率が低いんですね。それで国
民総生産は世界で第二位だと言つてゐるのです
が、これはどういふわけなんですか。どこに
原因があるのだと思ひになりますか。

○青藤国務大臣 お答えいたします。

先生御指摘のように、その表で示すとおり日本
は二八%、五十年計画ができてようやく三〇%と
いうところでしょうか。欧米、特にイギリスは九
七%というところでございます。日本の明治以後の
社会環境が下水道事業に対するおくれといふこと
の基本的な問題ではなからうかと思ひます。戦後
急速に日本の経済社会が發展して三十余年たつ
わけでありましてけれども、敗戦という経済環境の
中でこうした社会資本の充実投資といふものが徹
底して行われていなかったといふことで、行政の
面でもあるいは実際の広域下水道問題について
立ちおくれしたといふことは否めない事実であ
らうかと思ひます。したがつて五十年計画等々策
定して、経済大国と言われる国として、社会資本
の充実、特に御指摘の下水道事業といふものに
ついては今後前向きに取り組んでいくべき大きな、
主要な課題ではなからうか、このように考えてお
ります。

○林(百)委員 そうすると、大臣こういうことに
なるのですか。国民総生産は世界で第二位、資本

の発達もアメリカに次いで日本ということに資本主義国ではなっているのですが、そうすると、国の財政投資が資本の蓄積の方へ大部分投下されて、環境整備だとかそういう社会生活を改善する方へいまだ投資がされていなかった、その結果こういう数字が出てくる、こういうことですか。どうして国民総生産は世界第二位になっているのに社会生活で一番大事下水道がイギリスの四分の一ですか、三分の一と四分の一の間、これはどういうことなんですか。結局、国家資本の投下が資本の蓄積の方へぐっと大きくやられて、国民生活の改善だとか住宅、道路、下水道、そういう方面への投資が非常に少なかった、ブアだった、こういうようにお考えになりますか。これは戦後長い間自民党が政治をやっていたんだから、あなた方の責任なんだ。

○斉藤国務大臣 お答えいたします。

敗戦後の日本ということをおバツグラウンドに考えますと、とにかく衣食というものを重点的に過ごされてきたと思います。したがって、どうしてもそういう先生御指摘のような形で言えはばおきています。これはありますけれども、とにかく衣食足りるということに前向きに、われわれは経済基盤の整備ということが優先してきたことだと思います。ようやくいまの時限で経済大国と言われるように経済基盤が安定して衣食が足りてきた。もちろんあわせて社会資本の投下も行われてきたわけでありまして、具体的にその面については並行していかなかったことは事実でありまして、経済と社会資本の充実のアンバランスというところは、結果的に下水道は三〇％なんです。それから、そういう面では指摘されるかもしれませんが、けれども、とにかくいまの廃墟の中から立ち上がるのにまず生きることであるということからこうしたアンバランスが生じたもの、私はこのように考えております。

い。しかも福祉は、財政危機から来年さらに切り下げていく。それじゃちっとも直っていないかと思うのです。

まあそこをあなたとここでやっています。仕方がありませんから次に進みますが、来年の下水道予算ですね、下水道事業費は幾らの概算要求をして、それは対前年度比幾ら増しになっていますか。

○升本府委員 下水道事業につきましては、来年度の要求額が補助対象事業費で一兆三千四百七十億、国費で七千九百六十五億、弱でございす。これの前年度に対する倍率は、補助対象事業費で一・二二倍、一・二％増、国費で一・一七倍、一・七％増となっております。

○林(百)委員 数字は他のものに比べて非常にいい数字が出ています。大臣、責任持てますか、大蔵省と交渉してどうですか。

○斉藤国務大臣 大蔵省にいま予算を提示しまして、せつかくこれから煮詰めていく段階でありまして、何とか要求どおり獲得してがんばりたいと思っております。

○林(百)委員 御承知のとおり、第四次下水道整備五年計画が本年で終了するわけですね。新しく第五次下水道整備計画が行われるわけなんですけれども、これはこの第四次下水道整備五年計画の締めくくりに年々ですね。これに対してはどういうように総括をなさって、五次の水道計画にはひとつどういう方面へさらに積極的な手を伸ばそうとか、あるいはこういう点を改善しようとか、そういう点大筋だけで、あとは事務当局でいいですけれども、大臣としてはどうお考えになっておりますか。

○斉藤国務大臣 お答えいたします。

計画としては一応達成でき得る見込みであります。これから都市と地方都市とのアンバランスを考へながら、特に地方都市における下水道の要望が非常に強いので、もちろん五カ年計画策定の中で、予算、計画等々に合わせながらしていかなければならぬけれども、均衡ある下水道対策というものを考へながらやっています。

りた、このように考えております。

○林(百)委員 大臣にお尋ねしますが、おたくの方の第五次下水道五カ年計画案が出ているわけですね。これを見ますと、あなたのおっしゃるように地方都市それから農山漁村の生活環境を改善するために下水道整備を推進する、こういうことが強調されています。それから都市計画中央審議会の「今後の下水道整備のあり方」を見ても、地方都市と周辺農山漁村への下水道整備の推進が必要だ。下水道という何か大都市ばかりというようにいままでも考えられていたのですが、農山漁村の下水道あるいは地方都市での下水道の整備が重要になってくる。「大都市、地方都市のへだてなく市街地について下水道を完全に整備するとともに、農山漁村の中心集落、自然環境を保全すべき湖沼等についても下水道整備を進め、下水処理人口の対総人口普及率をおおむね九〇％まで引き上げる。」こういう方向が出ています。この方針については大臣もこういう方向で進まれるわけでしょうか。最近生活の近代化ということから、地方都市や農山漁村でも下水道の要求、いろいろの形の公共下水道等もありますし、農林省の管轄の下水道もありますけれども、そういうものに対する関心が非常に高くなっているわけですね。こういう方面にも手を伸ばさないと、日本の国の下水道普及率全般を底上げするということは非常にむずかしいと思うのですが、そういう点は大臣、どういうふうにお考えですか。

○斉藤国務大臣 数字的なことはまた事務当局から申し上げますけれども、先生と全く同感であります。よく言われる均衡ある都市環境の中で等しく国民が生活をするためには、やはり日常使われる下水道というものが平均的に整備されなければならぬ問題であると思ひます。比較しまして五〇％以上の都市もあります。地方においては二〇％、一〇％、ゼロという県もございす。私も建設省へ来て一番最初に要望を受けたのが道路、下水道でありました。調べてみたら、まだ日本の国でくみ取り式の環境が七千三百万

人、六五％ということでありまして、驚いたわけでありす。したがって、そうしたことを踏まえて、何とか先ほど申し上げましたように下水道予算についてはお願いをしたい。そうした均衡ある下水道対策を進めてまいりたい。基本的にこういう考え方で進めさせていただきたいと思ひます。

○林(百)委員 それじゃ事務局、具体的な計画を言ってください。

○升本府委員 おたのしの地方都市の下水道の整備のおくれでございす。先ほど大臣から御答弁ございましたように、全体としての人口普及率は三〇％弱でございすけれども、これを大都市とその他の地方都市とに分けて見ますと、大都市は七〇％強、それからこれに對しまして一般の地方都市は一九％という数字でございす。したがって、御指摘のとおり確かに地方都市のおくれが目立っているという現況にございす。

そこで、来年度からスタートを予定いたしております第五次の下水道五カ年計画におきましては、公害防止計画あるいは水質環境基準の早期達成のために下水道の整備を促進するということと並んだ二つの柱といたしまして、第三次全国総合開発計画、三全総の定住構想を推進いたしますために地方都市の下水道の整備を積極的に推進するということにならしてあります。

そこで、具体的に私どもがただいま考えております施策方向といたしましては、第一番目に大都市と地方都市とを分けました地域別の事業費の配分の比率を地方都市に多くしていくというふうな配分方法を施行していきたいということが第一点でございます。

それから第二点は、地方都市のうち特に人口五万未満の小さな都市につきまして、補助対象率の引き上げを考えております。

それから、第三点といたしまして、流域下水道、これは御承知のとおり現在都道府県が行う大型の下水道でございす。これをただいまの流域下水道のほかには新たに別種の流域下水道を考えさせ

ていただきたい。これはもう少し小回りのきく小さな形の流域下水道という形で都道府県がやるようにしたい。そのことによつて地方都市の下水道の整備を促進したい。おおよそそのようなことを柱として考えておるところでございます。

○林(百)委員 時間がありませんので直接お聞きしますが、都市局から出ておる予算の概算要求概要の中で、「下水道事業の推進」の新規要求事項の中で、「次の(イ)又は(ロ)における公共下水道及び特定環境保全公共下水道の補助対象範囲の拡大」(イ)として「人口五万人未満の都市」というのがありますが、これはここに書いてあるように補助対象率七五％を七七％に上げるということでしょうか。あるいはそのほかの意味で補助対象の拡大というのがあるのですか。

それからいまいお答えになった部長さんですか。局長さん。第二種流域下水道事業というのがあります。このことをたしか局長言つていたと思います。これをもうちょっと事務的に説明願いたいと思うのですが、対象人口のくらいで、どういう規格で、補助率どのくらいか。時間がありませんから、ごく簡単にいいです。

○升本政府委員 第一点のおたしでございますけれども、人口五万人未満の都市について補助対象率の拡大と申し上げましたのは、おたしの上とおり補助対象率現行七五％というものを七七％に引き上げたいという趣旨でございます。

それから、第二点の第二種流域下水道事業につきましては、これは対象といたします計画人口および三万人以上という計画をこの第二種の流域下水道事業に乗せてまいりたい。現在は十五万人以上が流域下水道の対象人口と一応なっております。十五万人が原則でございますが、実施条件といたしまして最低十万人まで下げておりますけれども、これに對しまして新たに三万人以上の計画人口の流域下水道事業を創設したい。この場合の補助率でございますが、管渠、処理場に対する補助ともに三分の二の国庫補助を考えております。

す。現在の流域下水道は管渠につきましては三分の二、処理場につきましては四分の三の国庫補助率になつております。

以上でございます。

○林(百)委員 用語の中で、下水道関係の管渠の口径がたしか私の方の調査ですと三百五十ミリまでのものには国庫補助が出るが、これを三百ミリ口径ですか、流域下水道だと思ふのですが、ちょっとこの辺私も正確ではないのですけれども、管渠の口径をもう少し細いものにも補助金を出してもらいたい。数字は余り正確ではありません、皆さんの方が専門ですから。この点については改善はあるのですか、ないのですか。

○遠山説明員 お答えいたします。

御指摘の管渠の口径でございますが、流域下水道につきましては、決められたものがほとんど補助になつております。

恐らく先生いまいお感じになつておられるのは、三百五十ミリというのは一般の公共下水道じゃなからうかと思ひます。公共下水道の場合には、末端の一番細いところが市町村の単独事業になつておりまして、その単独事業と総体の事業との比率が先ほど言いました国庫補助対象率七五％と云ひましたが、残りの二五％に相当しておるわけでございます。

○林(百)委員 公共下水道の末端の口径が現在幾らだけれども、それをもう少し細いものまで国の補助を出すようにするということなんです。ちよつと最後のところがはつきりしないのですが。

○遠山説明員 率を上げるということとは、わかりやすく言うと、細くするということになります。ただ、三百五十が三百になるかどうかというところでございます。それは処理区域の大きさによつてそれぞれ違つておりますので、一概に三百五十が三百になるということにはなりません。

○林(百)委員 具体的問題で聞きしたいと思ふのですけれども、長野県、地元の問題で非常に恐縮ですが、下水道事業の現状を非常によくあらわしておると思ふのですけれども、諏訪湖の

流域下水道ができていま公共下水道をやつておるのです。これは計画は四十六年度から進んでおるわけなんです。いままで五十三年度が約十九億、五十四年度が四十五億、五十五年度が四十億ですが、投資しているようなんですけれども、問題は、流域下水道の方は完成率四五％、終末処理場もできまして、幹線が四本が二本できまして四五％という数字が出てくるのですが、この公共下水道の方が実際接続する条件があるもののうちの実績が二六％しか接続がされてないというのです。

(池田(行)委員長代理退席、委員長着席)

これはそういう数字をお持ちでしょうか。

○遠山説明員 いま御指摘のように諏訪湖流域でございますが、四十六年度から開始しまして、五十四年度に処理を開始いたしております。そしてその処理開始と同時に市町村がこれに取りつけるわけでございますが、いま御指摘の問題は、取りつけるべき戸数があるにもかかわらずまだ取りつけてないではないだろうかという御質問ではなからうかと思ひますが、おっしゃるやうに現在約二六％余りの戸数が下水道に取りつておる状況でございます。

○林(百)委員 これは新聞の記事にもあります。同時にまた終末処理場が、排水の流入量は一日約六千トンで、目標の一萬五千トンに對しこれ四〇％と少なく、これは旅館、工場など大口事業所の接続ができていないためと認められる。こういうもののために、せつかく一〇〇％できるのが二六％でとまつてゐる。大口事業所や大きな旅館、これがこの汚水の大きな理由になつておると思ふのですが、こういうものに対して規制をする道が一体ないのか。これがそのまま放置されていれば、いつまでたつても諏訪湖の清浄化というのはできません。私たちの調査によりますと、諏訪湖の全機濃度はリットル当たりのミリグラムで、

湖の全機濃度はリットル当たりのミリグラムで、機が電ケ浦の二十倍、琵琶湖の北の百倍。透明度は電ケ浦の二・五分の一、琵琶湖の北の十八分の一。十二年たつてもこういう状態で、しかも取りつけ施設があるのに二六％しかできておらない。

それで、これも新聞の記事ですが、こういう記事が出てゐるのです。さつき言つたやうに、四十六年からさういふ下水道を始め、四十六年です。から、ことしまでの間には約十年たつてゐるのですが、「アオコ」大発生、好天で急増、悪臭放つ「異常」な土用入りの腐敗「梅雨」が明けた諏訪湖に汚濁のシンボル、アオコの「水の華」が咲いた。同湖のアオコは、七月初旬から発生してゐたが、二十日からの好天で、爆発。二十一日の湖畔には、死んだアオコの黄色と、青白色、発生したばかりの緑色が幅二十メートルにわたつて絵の具を流したやうな層をつくり、悪臭を放つてゐる。十年たつてさういふ状態で、それで接続率が二六％。それからヘドロ。これは県がやつてゐるわけなんですけれども、十二年かかつて諏訪湖のヘドロの割合をやつとくみ上げた。それは二十七億かかる。これで第一期なんです。十二年かかつて一割しかヘドロのくみ取りが、始末がでなかつた。今度さらにやるためには百億はかかるに超えるだろう。こういうやうなネツクが方々に出ていて、公共下水道ができたと言っても、何ら改善されておらないどころかだんだん悪化してゐるわけなんです。しかも、これの事業年度はたしか六十七年で、これからさらに十二年かかるのですが、十二年かかつて諏訪湖の湖水が湖水らしい湖水になり得るのかどうか、そこら辺のところを少し説明してもらいたいと思ふのです。これじゃ、幾ら金をつぎ込んででもそれこそどぶに金を捨てるやうなことになるつてしまふ。

○遠山説明員 下水道の取りつけと申しますのは、下水道が処理ができるやうになりまして、それで告示という行為をいたします。告示をいたしますとパイプに取りつけるべき、道路の両側の家が取りつけるわけでございます。これはできるだけ速やかによつておるやうにしております。

いま御指摘の十年といふ意味では、下水道が始まつて十年という意味であらうかと思ひますが、取りつけの実際の業務は処理を開始した昨年度から実施しておるわけでございます。それで、われ

われはなるべく早くその効果を出すように県当局あるいは市町村を指導しておるところでございますが、先生御承知と思いますが、取りつけには取りつけの専門の業者が必要でございます。これをどこから持つてくるか。すなわち諏訪湖流域でございますと、先ほど大臣の話にもありましたように、ゼロからスタートしたようなところでございます。どこか中心で下水道をやつていてそれがにじみ出していったという状態ではなくてゼロからスタートしたということで、業者の育成がまだ十分な点がございます。したがって、われわれとしても業者の育成について市町村の指導をいたしておるところでございますが、御指摘のようになりますべく早くこの取りつけが行われるように、技術力を持った業者を育成するように今後も指導してまいりたいと思ひます。

それから、そういうことによつて一体諏訪湖はきれいになるかという問題でございます。

御承知のように、諏訪湖流域下水道というので、諏訪湖をぐるぐると取り巻く道路に幹線の下水道を入れます。それへ全部周辺の市街地からの汚水を取り込むようになっていまして、その汚水は全部処理場に集まつてまいりまして、その処理場できれいにして、そのきれいにされた水は諏訪湖の出口であります釜口水門の方まで持つてまいりまして、そこへ出すようにいたします。さらに将来計画として、その流域下水道には三次処理の計画を持つております。御承知のように、湖の水理というのは非常に複雑でございます。それらの下水処理の状況、あるいは下水道ができていまして農地とか山林から自然に出てくる湧水等がございますので、それらによる影響度合いを考えながら三次処理を実施していきたいと思ひております。

○林(百)委員 非常に抽象的なことなんです、終末処理場が昨年の十月一日から始動して、これも当初目標の一万五千トンが六千トンしか入らないという状態です。そして、隣の濃度が琵琶湖の北の約百倍、霞ヶ浦の約二十倍、それから透明度が琵琶湖の北の十八分の一、霞ヶ浦の二・五分の一、こういうものがいまの下水道計画によつて、これも総額六百二十億ぐらいかかるのですから大それた国費を投下するわけなんです、これが完成するまでにはこれから十二年たなければいけない。改善する見込みは専門家の皆さんにありますか。正直に言つて下さい。あそここの湖水はもう死んじやった湖水で、一応いまのような状態をこれ以上悪化させないためにやるというつもりなんです。それとも隣の含有量が、琵琶湖の北の百倍もあるようなものと同じようになるのですか。六百二十億もの大きな金をつぎ込むには重大な責任がありますので、地元の国会議員としても関心を持たざるを得ないわけですね。それで伺ひたい。

一、こういうものがいまの下水道計画によつて、これも総額六百二十億ぐらいかかるのですから大それた国費を投下するわけなんです、これが完成するまでにはこれから十二年たなければいけない。改善する見込みは専門家の皆さんにありますか。正直に言つて下さい。あそここの湖水はもう死んじやった湖水で、一応いまのような状態をこれ以上悪化させないためにやるというつもりなんです。それとも隣の含有量が、琵琶湖の北の百倍もあるようなものと同じようになるのですか。六百二十億もの大きな金をつぎ込むには重大な責任がありますので、地元の国会議員としても関心を持たざるを得ないわけですね。それで伺ひたい。

○遠山説明員 諏訪湖の浄化のためには、御指摘のように下水道整備のほかには、農地とかあるいは山林等から直接流入してまいります。そのほか湖底にいままで堆積したヘドロをきれいにするというふうなことも必要です。それをあわせて総合的に対策を立てますと、諏訪湖はきれいになるというふうなわれわれは考えておりますので、われわれ下水道の側といたしましては諏訪湖に決められております水質環境基準を守ろうということで、それを目標に現在努力しておるところでございます。

○遠山説明員 諏訪湖の浄化のためには、御指摘のように下水道整備のほかには、農地とかあるいは山林等から直接流入してまいります。そのほか湖底にいままで堆積したヘドロをきれいにするというふうなことも必要です。それをあわせて総合的に対策を立てますと、諏訪湖はきれいになるというふうなわれわれは考えておりますので、われわれ下水道の側といたしましては諏訪湖に決められております水質環境基準を守ろうということで、それを目標に現在努力しておるところでございます。

○須藤説明員 回答いたします。いま先生おっしゃられるように、農林水産省でやっております事業は、農村総合整備モデル事業、これは昭和四十八年度に創設いたしました。一地区の標準事業費は約十五億円、国の補助率が五〇％、それと農村基盤総合整備事業、これは昭和五十一年度創設いたしました。規模もずっと小さくなりまして、標準事業費が一地区四億円、補助率が国費五五％、それからこの農村基盤総合整備事業の中に特別地区というものを設けて、いま申し上げました総合整備事業は基盤整備なり環境整備、整備、いろいろやるわけですが、特に集落排水施設に限って行うというのが特別地区でございます。

○林(百)委員 何だかちよつと抽象的でわからないのですが、そうするとヘドロのしゅんせつはやつと一割、これは新聞で見たとこです。実際一割しゅんせつしたということですが、この事業は継続するということでお聞きしておいていいわけですね。

○須藤説明員 回答いたします。いま先生おっしゃられるように、農林水産省でやっております事業は、農村総合整備モデル事業、これは昭和四十八年度に創設いたしました。一地区の標準事業費は約十五億円、国の補助率が五〇％、それと農村基盤総合整備事業、これは昭和五十一年度創設いたしました。規模もずっと小さくなりまして、標準事業費が一地区四億円、補助率が国費五五％、それからこの農村基盤総合整備事業の中に特別地区というものを設けて、いま申し上げました総合整備事業は基盤整備なり環境整備、整備、いろいろやるわけですが、特に集落排水施設に限って行うというのが特別地区でございます。

○林(百)委員 何だかちよつと抽象的でわからないのですが、そうするとヘドロのしゅんせつはやつと一割、これは新聞で見たとこです。実際一割しゅんせつしたということですが、この事業は継続するということでお聞きしておいていいわけですね。

○須藤説明員 回答いたします。いま先生おっしゃられるように、農林水産省でやっております事業は、農村総合整備モデル事業、これは昭和四十八年度に創設いたしました。一地区の標準事業費は約十五億円、国の補助率が五〇％、それと農村基盤総合整備事業、これは昭和五十一年度創設いたしました。規模もずっと小さくなりまして、標準事業費が一地区四億円、補助率が国費五五％、それからこの農村基盤総合整備事業の中に特別地区というものを設けて、いま申し上げました総合整備事業は基盤整備なり環境整備、整備、いろいろやるわけですが、特に集落排水施設に限って行うというのが特別地区でございます。

○遠山説明員 自然に山林農地から山でまいりますのはわれわれいかんともしたいと思ひます。したがって、そちらの方の措置が何らかあるうかと思ひますが、農村集落につきましては、特定環境保全公共下水道というような、先ほど来お話のありました小さな規模の公共下水道事業で実施をしてその汚水をきれいにしていくというふうな思ひております。

○須藤説明員 回答いたします。いま先生おっしゃられるように、農林水産省でやっております事業は、農村総合整備モデル事業、これは昭和四十八年度に創設いたしました。一地区の標準事業費は約十五億円、国の補助率が五〇％、それと農村基盤総合整備事業、これは昭和五十一年度創設いたしました。規模もずっと小さくなりまして、標準事業費が一地区四億円、補助率が国費五五％、それからこの農村基盤総合整備事業の中に特別地区というものを設けて、いま申し上げました総合整備事業は基盤整備なり環境整備、整備、いろいろやるわけですが、特に集落排水施設に限って行うというのが特別地区でございます。

○林(百)委員 建設省との関係がござりますので調整が必要だと思ひますが、大体いまの三つの方式、来年度は何か所ぐらいつつこれを予定しておりますが、個所づつは。

○須藤説明員 回答いたします。いま先生おっしゃられるように、農林水産省でやっております事業は、農村総合整備モデル事業、これは昭和四十八年度に創設いたしました。一地区の標準事業費は約十五億円、国の補助率が五〇％、それと農村基盤総合整備事業、これは昭和五十一年度創設いたしました。規模もずっと小さくなりまして、標準事業費が一地区四億円、補助率が国費五五％、それからこの農村基盤総合整備事業の中に特別地区というものを設けて、いま申し上げました総合整備事業は基盤整備なり環境整備、整備、いろいろやるわけですが、特に集落排水施設に限って行うというのが特別地区でございます。

○林(百)委員 建設省との関係がござりますので調整が必要だと思ひますが、大体いまの三つの方式、来年度は何か所ぐらいつつこれを予定しておりますが、個所づつは。

○須藤説明員 回答いたします。いま先生おっしゃられるように、農林水産省でやっております事業は、農村総合整備モデル事業、これは昭和四十八年度に創設いたしました。一地区の標準事業費は約十五億円、国の補助率が五〇％、それと農村基盤総合整備事業、これは昭和五十一年度創設いたしました。規模もずっと小さくなりまして、標準事業費が一地区四億円、補助率が国費五五％、それからこの農村基盤総合整備事業の中に特別地区というものを設けて、いま申し上げました総合整備事業は基盤整備なり環境整備、整備、いろいろやるわけですが、特に集落排水施設に限って行うというのが特別地区でございます。

○須藤説明員 回答いたします。いま先生おっしゃられるように、農林水産省でやっております事業は、農村総合整備モデル事業、これは昭和四十八年度に創設いたしました。一地区の標準事業費は約十五億円、国の補助率が五〇％、それと農村基盤総合整備事業、これは昭和五十一年度創設いたしました。規模もずっと小さくなりまして、標準事業費が一地区四億円、補助率が国費五五％、それからこの農村基盤総合整備事業の中に特別地区というものを設けて、いま申し上げました総合整備事業は基盤整備なり環境整備、整備、いろいろやるわけですが、特に集落排水施設に限って行うというのが特別地区でございます。

○須藤説明員 回答いたします。いま先生おっしゃられるように、農林水産省でやっております事業は、農村総合整備モデル事業、これは昭和四十八年度に創設いたしました。一地区の標準事業費は約十五億円、国の補助率が五〇％、それと農村基盤総合整備事業、これは昭和五十一年度創設いたしました。規模もずっと小さくなりまして、標準事業費が一地区四億円、補助率が国費五五％、それからこの農村基盤総合整備事業の中に特別地区というものを設けて、いま申し上げました総合整備事業は基盤整備なり環境整備、整備、いろいろやるわけですが、特に集落排水施設に限って行うというのが特別地区でございます。

○須藤説明員 回答いたします。いま先生おっしゃられるように、農林水産省でやっております事業は、農村総合整備モデル事業、これは昭和四十八年度に創設いたしました。一地区の標準事業費は約十五億円、国の補助率が五〇％、それと農村基盤総合整備事業、これは昭和五十一年度創設いたしました。規模もずっと小さくなりまして、標準事業費が一地区四億円、補助率が国費五五％、それからこの農村基盤総合整備事業の中に特別地区というものを設けて、いま申し上げました総合整備事業は基盤整備なり環境整備、整備、いろいろやるわけですが、特に集落排水施設に限って行うというのが特別地区でございます。

○須藤説明員 回答いたします。いま先生おっしゃられるように、農林水産省でやっております事業は、農村総合整備モデル事業、これは昭和四十八年度に創設いたしました。一地区の標準事業費は約十五億円、国の補助率が五〇％、それと農村基盤総合整備事業、これは昭和五十一年度創設いたしました。規模もずっと小さくなりまして、標準事業費が一地区四億円、補助率が国費五五％、それからこの農村基盤総合整備事業の中に特別地区というものを設けて、いま申し上げました総合整備事業は基盤整備なり環境整備、整備、いろいろやるわけですが、特に集落排水施設に限って行うというのが特別地区でございます。

○須藤説明員 回答いたします。いま先生おっしゃられるように、農林水産省でやっております事業は、農村総合整備モデル事業、これは昭和四十八年度に創設いたしました。一地区の標準事業費は約十五億円、国の補助率が五〇％、それと農村基盤総合整備事業、これは昭和五十一年度創設いたしました。規模もずっと小さくなりまして、標準事業費が一地区四億円、補助率が国費五五％、それからこの農村基盤総合整備事業の中に特別地区というものを設けて、いま申し上げました総合整備事業は基盤整備なり環境整備、整備、いろいろやるわけですが、特に集落排水施設に限って行うというのが特別地区でございます。

○須藤説明員 回答いたします。いま先生おっしゃられるように、農林水産省でやっております事業は、農村総合整備モデル事業、これは昭和四十八年度に創設いたしました。一地区の標準事業費は約十五億円、国の補助率が五〇％、それと農村基盤総合整備事業、これは昭和五十一年度創設いたしました。規模もずっと小さくなりまして、標準事業費が一地区四億円、補助率が国費五五％、それからこの農村基盤総合整備事業の中に特別地区というものを設けて、いま申し上げました総合整備事業は基盤整備なり環境整備、整備、いろいろやるわけですが、特に集落排水施設に限って行うというのが特別地区でございます。

○須藤説明員 回答いたします。いま先生おっしゃられるように、農林水産省でやっております事業は、農村総合整備モデル事業、これは昭和四十八年度に創設いたしました。一地区の標準事業費は約十五億円、国の補助率が五〇％、それと農村基盤総合整備事業、これは昭和五十一年度創設いたしました。規模もずっと小さくなりまして、標準事業費が一地区四億円、補助率が国費五五％、それからこの農村基盤総合整備事業の中に特別地区というものを設けて、いま申し上げました総合整備事業は基盤整備なり環境整備、整備、いろいろやるわけですが、特に集落排水施設に限って行うというのが特別地区でございます。

○須藤説明員 回答いたします。いま先生おっしゃられるように、農林水産省でやっております事業は、農村総合整備モデル事業、これは昭和四十八年度に創設いたしました。一地区の標準事業費は約十五億円、国の補助率が五〇％、それと農村基盤総合整備事業、これは昭和五十一年度創設いたしました。規模もずっと小さくなりまして、標準事業費が一地区四億円、補助率が国費五五％、それからこの農村基盤総合整備事業の中に特別地区というものを設けて、いま申し上げました総合整備事業は基盤整備なり環境整備、整備、いろいろやるわけですが、特に集落排水施設に限って行うというのが特別地区でございます。

○須藤説明員 回答いたします。いま先生おっしゃられるように、農林水産省でやっております事業は、農村総合整備モデル事業、これは昭和四十八年度に創設いたしました。一地区の標準事業費は約十五億円、国の補助率が五〇％、それと農村基盤総合整備事業、これは昭和五十一年度創設いたしました。規模もずっと小さくなりまして、標準事業費が一地区四億円、補助率が国費五五％、それからこの農村基盤総合整備事業の中に特別地区というものを設けて、いま申し上げました総合整備事業は基盤整備なり環境整備、整備、いろいろやるわけですが、特に集落排水施設に限って行うというのが特別地区でございます。

○須藤説明員 回答いたします。いま先生おっしゃられるように、農林水産省でやっております事業は、農村総合整備モデル事業、これは昭和四十八年度に創設いたしました。一地区の標準事業費は約十五億円、国の補助率が五〇％、それと農村基盤総合整備事業、これは昭和五十一年度創設いたしました。規模もずっと小さくなりまして、標準事業費が一地区四億円、補助率が国費五五％、それからこの農村基盤総合整備事業の中に特別地区というものを設けて、いま申し上げました総合整備事業は基盤整備なり環境整備、整備、いろいろやるわけですが、特に集落排水施設に限って行うというのが特別地区でございます。

○須藤説明員 回答いたします。いま先生おっしゃられるように、農林水産省でやっております事業は、農村総合整備モデル事業、これは昭和四十八年度に創設いたしました。一地区の標準事業費は約十五億円、国の補助率が五〇％、それと農村基盤総合整備事業、これは昭和五十一年度創設いたしました。規模もずっと小さくなりまして、標準事業費が一地区四億円、補助率が国費五五％、それからこの農村基盤総合整備事業の中に特別地区というものを設けて、いま申し上げました総合整備事業は基盤整備なり環境整備、整備、いろいろやるわけですが、特に集落排水施設に限って行うというのが特別地区でございます。

○須藤説明員 回答いたします。いま先生おっしゃられるように、農林水産省でやっております事業は、農村総合整備モデル事業、これは昭和四十八年度に創設いたしました。一地区の標準事業費は約十五億円、国の補助率が五〇％、それと農村基盤総合整備事業、これは昭和五十一年度創設いたしました。規模もずっと小さくなりまして、標準事業費が一地区四億円、補助率が国費五五％、それからこの農村基盤総合整備事業の中に特別地区というものを設けて、いま申し上げました総合整備事業は基盤整備なり環境整備、整備、いろいろやるわけですが、特に集落排水施設に限って行うというのが特別地区でございます。

すと、モデル事業ですと大体十数地区、それから農村基盤総合整備でもやはり十地区で、特別地区を大体六地区程度考えております。

○林(百)委員 両方合わせて二十カ所程度ということなんですか。

国土庁長官 お見えになっていきますから、手持ちぶさたでお気の毒ですから、ちよつとお尋ねします。

国土庁から出ました「重点事項説明」の中には、下水道というそのものずばりでは出ておらないのですが、当然国土庁でも下水道のことは考えておられると思ひます。それが含まれていると思われるところは「農村総合整備の推進」という項目がパンフレットの二十四ページにありまして「農村地域における生活環境等の整備を図り、人口定住を促進するため、農村地域の環境整備の状況、整備の目標、方法等に関する調査検討、農村定住区の整備を引き続き進める。また、農村地域の生活環境と生産基盤の総合的な整備計画の策定を推進する。」この中の農村の総合整備計画の中に「農村地域の環境整備の状況」を改善し「農村定住区の整備を引き続き進める。」こういう中に下水道関係も含まれていると思うのですが、国土庁の所管の下水道事業というのはどういうタイプのカルなものがある、そしてそれはどういうような補助率で、どうやっていくのですか。何かあります。

○四柳政府委員 いま林先生ごらんの二十四ページのところでございますが、先ほど農林水産省の方から御説明ございました農村総合整備事業の事業費の方は農林水産省が組んでございまして、その事業を実施するための個々の個所の計画策定費なり調査費が私の方に組んでございまして、ということ、いまごらんのところ、ちよつと両方含めまして広義の公共事業になっておりますけれども、そういう意味で、事業費予算は私どもの方にはございませぬ。私の方で計画を組んで、それを農林水産省の方で事業で御実施になる。中身は先ほど申し上げました、一地区十五億の平均二分の一の補助率ということでございます。

○林(百)委員 そうすると、マスタープランはあなたの方でつくられるわけですね。定住圏構想だとかいろいろつくられるわけですね。その中で、農水省の方で、ここは農林水産省所管の下水道をつくりましょうというようにビックアップして、そしてそこへ下水道をつくる、それをおたくの方と相談しながらやっていくことになるわけなんです。計画は立てるけれども別に予算は持つてないのだ、予算の補助は農水省から出させるのだ、こういうことになるわけなんですか。それともしわがかりましたら来年度どのくらいの予定かですね。

○四柳政府委員 前段の点でございまして、この計画をつくり出すのは実は各県の担当部署の方で関係市町村からいろいろ実情をお伺いしまして……。ですから、先ほど農水省の方から御答弁がございましたように、私どもの方は計画策定費の地区数として五十五年度八十五地区、それから五十六年度が九十地区の要求をしておりますけれども、その中で具体的にいま例に挙げられました農村関係の下水道事業をモデル事業でやりになるところはせいぜい十地区ぐらいというお話でございまして、そういう意味で、私の方は計画策定費の補助金が組んでございまして、そのできました事業を農林水産省の方に計画ごとお渡しするという形でございまして。

○林(百)委員 わかりました。
それでは、もう一度諏訪湖の方へ戻りたいのですが、問題は、旅館、工場などの大口事業所の接続がはかばかしていることに対して行政的な指導とかあるいは規制とか、そういう条件が完備して三年間に水洗便所になれば二十万の罰金とか何とかというのが普通の家庭にありますが、こういうところを規制することはできないのでしょうか。接続率二六%を向上させるためにはこれがネックになっているというふうに新聞でも書いています。これを何とか促進させる方法はないのですか。

○遠山説明員 現在大きな工場とかあるいは旅館

等につきましては水質汚濁防止法による水質規制がはかかっておりまして、それが遵守されておるものと思います。その地域に下水道を建設した場合に、先ほど申し上げましたような告示という行為を行いまして、これに取りつけないという指導を指導するわけが重要だと思います。したがって指導の強化ということが重要であらうかと思っております。

○林(百)委員 時間がありませんので、どうぞそので。
告示をして、それでなお接続しなければどうすればいいのですか。
○遠山説明員 これにつきましては強制的に取りつけない行為をさせるわけが重要だと思います。
○林(百)委員 そういう権限あるのですか。
○遠山説明員 下水道法に違反するに取つけないことがありますが、その中でも特に水洗便所等につきましては、告示されてから三年以内にやらないという……
○林(百)委員 問題は工場の排水ですね、それが接続されない場合、それを促進させる方法はあるのですか。
○遠山説明員 現在水質汚濁防止法で許されている範囲内であるかと思っております。工場側とその点につきましてはよく打ち合わせをいたしまして行政指導で取りつけるということに相なります。

○林(百)委員 そうすると、家庭には、あなたの言うように三年間にやらなければ二十万の罰金とか何とかありますね。そうすると、工場の方の排水は水質汚濁防止法によつて流し出す水は一定の水質を保たせなければいけませんけれども、しかしその水を公共下水道の方へ接続するのをさばつていてなかなかやらない、金がかかるからやらない、生産設備でないからそういうことはやれませんかという場合にどうしたらいいのですか。
○遠山説明員 われわれとしては融資の道等を開いておりまして、それによりまして取りつけが可能なるように、工場側に融資をするというよう

なことを行つて取りつけを促進しております。
○林(百)委員 家庭には罰金制度であるのに、工場の方には金を貸してやつて何とかやらせるといふのはおかしいのじゃないですか。何か強制力がなければ、そういうところが抜けてしまえば、接続率はいつまでたっても上がらないじゃないですか。ここに諏訪湖なんというのは御承知のとおり精密工場がずつとあるわけですね。その工場の排水は水質汚濁防止法で水質は一定の水質にしているかもしれない、善意に解釈すれば。しかし、それは公共下水道に接続しなければいけません。それがしてないから二六%とまってるというのですから。

それと、もう時間がありませんが、これは県の方の仕事ですが、ヘドロのしゅんせつというのは一応ごととして終わるのですが、さらに県の方を指導して続けさせるおつもりですか。
○遠山説明員 後者の点につきましては私ちよつと所管でございせんのでわかりませんが、第一点につきましては、市町村を督促いたしまして速やかに取りつけるように行政を指導したいと思っております。
○小坂政府委員 お答えいたします。
諏訪湖の汚泥しゅんせつでございまして、今年度までで一応の当初の計画は終わりますが、まだ工事が大変残っております。ただ、あるいは先生も御存じかと思いますが、しゅんせついたしましたところの処分が、いままでは堤防をつくりましてその中へ埋められたわけがございまして、今後、残っております膨大な量、これをどう処理するかということが実は非常に重大な問題になっておりまして、それらにつきましまして県当局でもいろいろ検討中である、それで事業は進めたい意向を持っております。

○林(百)委員 大臣、いまもお聞きのようにいろいろのネックがあつて、私自分の選挙区の諏訪湖のことばかり聞いて恐縮ですが、全くひどいのですよ。さつき私がお説きしたように、悪臭ふんぷんとして、温泉街だということけれども、ここへ一度

来た人はもう二度と来ないと言っているわけですね。それで、機が琵琶湖の北岸の百倍、それから霞ヶ浦の約二十倍ですか、透明度は十八分の一とか二・五分の一とかというふうな状態ですが、この総事業費六百二十億の流域下水道、公共下水道によつてこの諏訪湖がよみがえるのか。これは科学的な要素がいろいろありますから、政治家である大臣に聞いても、それはよみがえりますよと大言言うのじゃないかと思うのです。想像はつくのですが、率直に言つてどうなんですかね。もし専門家に十分検討させるならささるでいいです、あなた、政治家だから、余り科学的なこととは……。

○齊藤國務大臣 私もよく昔の諏訪湖は知っております。いま先生のお話を聞いて驚いているわけでありまして。そこで汚染が進んでおるかということでありまして。琵琶湖の百倍、霞ヶ浦の二十倍という大変なことなんですね。建設省は下水道関係の所管でございまして、何とか所管につきましまして計画を遂行、執行中の事業については積極的に前向きに進んでまいりたいと思っております。所管外のことにございましては余り言及するのはどうかと思つております。これは皆さんで知恵を働かして、学者の方々の御指導を仰ぎながら、あのすばらしい諏訪湖を何とかこれ以上汚染させない、よみがえらせるためにやっばりみんなで総合的に考えるべきことじゃないかと思つております。

○林(百)委員 私の質問はこれで終わりますが、すばらしい諏訪湖と言つていただいて非常にありがたいのですが、夏一度来ていただくとそれがそのまま続くかどうか、ひとと来年度の夏あたり来ていただきたいと思つております。
それで、驚いたというのですが、「主要湖沼の全燐濃度と透明度」というのが環境庁から出ているのですが、諏訪湖は余りひどいものだから出ていないのですよ。この一番ひどいのが霞ヶ浦なんです。こんなにひどいものなんです。それからもうグラフへ書き切れないのです。透明度ももうここですばいばいグラフに書き切れない。こういうもの

が出てきていますから、参考までに見ていただいて、ひとつ適切な行政指導をしていただきたい。これだけお願いして私の質問を終わります。

○稲村委員長 次に、先刻付託になりました農住組合法案を議題といたします。

趣旨の説明を聴取いたします。原国土庁長官。

農住組合法案

(本号末尾に掲載)

○原国土大臣 ただいま議題となりました農住組合法案につきまして、提案理由及びその要旨を御説明申し上げます。

最近における地価の動向を見ると、大都市地域の住宅地を中心に上昇傾向にあります。これは、交通体系の整備、公共事業の進捗等による住宅地の需要に対して供給が不足していることが主因であると考えられます。このような状況を踏まえ、今後の土地政策の基本的な課題は、長期的には、大都市地域における人口と産業の集中を抑制し、他方、地方への分散を促進することにより国土の均衡ある発展を図ることであり、当面の緊急な課題としては、大都市地域を中心として、引き続き投機的な土地取引の抑制に努めるとともに、特に宅地の供給を強力に促進することが必要であります。

このためには、現在講じております各般の宅地供給のための施策の拡充強化を図ることが必要であります。これらと相まって、主要な宅地供給源であり現在大都市地域の市街化区域内におおむね大量に存在する農地について、必要に応じて当面の営農の継続を図りつつ住宅地等への円滑かつ速やかな転換を図ることが必要であると考えられるのであります。

このような見地から、大都市地域の市街化区域内農地の所有者等が協同して、必要に応じて当面の営農の継続を図りつつ農地を円滑かつ速やかに住宅地等へ転換するための事業を行うための組織として農住組合の制度を設け、その組織の事業活動を通じてこれらの者の経済的社会的地位の向上と住宅地及び住宅の供給の拡大を図ることとした次第であります。

以上が、この法律案を提出する理由であります。次に、この法律案の要旨を御説明申し上げます。

第一に、農住組合は、組合の地区内の市街化区域内農地の相当部分を含む一団の土地について、良好な住宅地等の造成を目的とする土地の区画形質の変更等を行うとともに、組合員のために住宅の建設等を行うこととしております。また、これらとともに、利便施設の建設、土地の譲渡、土地に関する権利の交換分合、組合員の当面の営農上必要な共同利用施設の設置及び管理、客土、暗渠排水、農地利用規約の設定等の事業を総合的かつ一体的に行うことができることとしております。

さらに、これに伴い、農住組合は、土地区画整理事業及び土地改良事業を施行することができることとし、土地区画整理法及び土地改良法の適用に関し所要の規定を整備することとしております。

第二に、農住組合は、当面農業上の利用が継続される一団の営農地等に属する農地について所有権または使用収益権を有する組合員で当面の営農の継続を希望するものの合意により、農地利用規約を定め、市町村長の認定を受けることができることとする。また、農地利用規約の目的を達成するため必要があると認めるときは、組合員以外のもので当該一団の営農地等に属する農地について所有権等を有するものと、農地利用規約と同一の内容を有する契約を締結することができることとしております。

第三に、農住組合の組合員たる資格を有する者は、地区内の土地について所有権または借地権を有する者及び地区内の農地について所有権以外の

使用収益権を有する者とし、組合員は出資する義務を負うほか、組合員のうち所有権者及び借地権者は各一個の議決権及び役員選挙権を有することとしております。

第四に、農住組合を設立するには、大都市地域の市街化区域内農地について所有権を有する者四人以上が発起人となり、定款及び事業基本方針を作成し、都府県知事の認可を受けなければならないこととしております。なお、この認可の申請を行うことができるのは、この法律の施行の日から十年を経過する日までといたしております。

第五に、定款に定める組合の地区は、原則として一定規模以上の一団の市街化区域内農地を含む一団の土地の区域であり、市街化区域内農地の面積が地区面積の大部分を占めるものでなければならぬこととしております。また、事業基本方針には、地区内において、組合員の当面の営農の継続を図りつつ市街化区域内農地を住宅地等へ転換するために組合が行う事業の種類及びその実施の方針等を定めることとしております。

第六に、組合は、農業団体等に対し組合の事業に関し必要な助言または援助を求めることができることとするほか、国及び地方公共団体は、組合に対して、その事業の施行の促進を図るため必要な助言及び指導を行うことができるものとしております。

第七に、管理、解散及び清算、監督、罰則等に関する規定を定めることとしております。

以上が、この法律案の提案理由及び要旨であります。何とぞ慎重御審議の上、速やかに御可決いただきますようお願い申し上げます。

○稲村委員長 以上で趣旨の説明聴取は終わりました。

本案に対する質疑は後日に譲ります。

次回は、来る二十二日午前十時理事会、午前十三時三十分委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後四時三十三分散会

農住組合法案

目次

- 第一章 総則(第一条—第六条)
- 第二章 事業
- 第一節 通則(第七条)
- 第二節 土地区画整理事業(第八条)
- 第三節 交換分合(第九条—第十一条)
- 第四節 土地改良事業(第十二条)
- 第五節 農地利用規約等(第十三条—第十四条)

- 第三章 組合員(第十五条—第二十八条)
- 第四章 管理(第二十九条—第五十九条)
- 第五章 設立(第六十条—第七十条)
- 第六章 解散及び清算(第七十一条—第八十条)
- 第七章 監督(第八十一条—第八十五条)
- 第八章 雑則(第八十六条—第九十四条)
- 第九章 罰則(第九十五条—第九十八条)

附則 第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、大都市地域の市街化区域内農地の所有者等が協同して、必要に応じて当面の営農の継続を図りつつ当該市街化区域内農地を円滑かつ速やかに住宅地等へ転換するための事業を行うために必要な組織を設けることができるようにし、その組織の事業活動を通じてこれらの者の経済的社会的地位の向上並びに住宅地及び住宅の供給の拡大を図り、もつて大都市地域における住民の生活の安定と福祉の増進に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「大都市地域」とは、都の区域(特別区の存する区域に限る。)及び市町村でその区域の全部又は一部がこの法律の施行の日に首都圏整備法(昭和三十一年法律第八十三号)第二条第三項に規定する既成市街地若しくは同条第四項に規定する近郊整備地帯、近畿圏整備法(昭和三十八年法律第二百二十九号)

第二条第三項に規定する既成都市区域若しくは同条第四項に規定する近郊整備区域又は中部圏開発整備法(昭和四十一年法律第百二号)第二条第三項に規定する都市整備区域内にあるものの区域をいう。

2 この法律において「住宅地等」とは、住宅の用に供される土地及び店舗、事務所その他の利便施設、道路、公園その他の公共施設その他住宅市街地に設置することが通常適当であると認められる建築物又は施設の用に供される土地をいう。

3 この法律において「一団の住宅地等」とは、住宅地等として現に利用されている、及び利用されることとなる一団の土地(一団の営農地等を除く)をいう。

4 この法律において「農地等」とは、現に農業の用に供されている農地及び採草放牧地並びにこれらに隣接し、かつ、これらと一体となつて農業の用に供されている農業用道路その他の土地をいう。

5 この法律において「市街化区域内農地」とは、この法律の施行の日における都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第七条第一項の規定による市街化区域(以下「市街化区域」という。)の区域内にある農地(採草放牧地を含む。以下同じ。)をいう。

6 この法律において「市街化区域内農地等」とは、この法律の施行の日における市街化区域の区域内にある農地等をいう。

7 この法律において「一団の営農地等」とは、当面農業上の利用が継続される一団の市街化区域内農地等をいう。

(人格及び住所)
第三条 農住組合(以下「組合」という。)は、法人とする。

2 組合の住所は、その主たる事務所の所在地にあるものとする。

第四条 組合は、その名称中に農住組合という文

字を用いなければならない。
2 組合でないものは、その名称中に農住組合という文字を用いてはならない。

(事業の目的)
第五条 組合は、その行う事業によつてその組合員のために直接の奉仕をすることを目的とし、営利を目的としてその事業を行つてはならない。

(登記)
第六条 組合は、政令で定めるところにより、登記をしなければならない。

2 前項の規定により登記を必要とする事項は、登記の後でなければ、第三者に対抗することができない。

3 第一項の規定により登記した事項は、登記所において遅滞なく公告しなければならない。

第二章 事業
第一節 通則

(事業)
第七条 組合は、第一条の目的を達成するため、その地区内において、次に掲げる事業を行う。

一 良好な住宅地等の造成を目的とする土地の区画形質の変更及びこれに併せて整備することが必要なる公共施設の整備

二 住宅の建設、賃貸その他の管理又は譲渡(当該住宅の用に供されている土地の賃貸その他の管理又は譲渡を含む。)

三 前二号の事業に附帯する事業

2 組合は、前項に規定する事業のほか、第一条の目的を達成するため、その地区内において、次に掲げる事業の全部又は一部を行うことができる。

一 組合員及び一般公衆の利便に供される店舗、事務所その他の利便施設の建設、賃貸その他の管理又は譲渡(当該利便施設の用に供されている土地の賃貸その他の管理又は譲渡を含む。)

二 住宅又は店舗、事務所その他の利便施設を建設するため土地を必要とすると認められる

者で政令で定めるものに対して行う土地の賃貸その他の管理又は譲渡

三 前項第一号の事業の円滑な実施を図るために必要な土地に関する権利の交換分合

四 農産物処理加工施設その他組合員の営農上必要な共同利用施設の設置又は管理(次号に掲げるものを除く。)

五 客土、暗き排水その他の農地の利用又は保全のため必要な事業で政令で定めるもの

六 組合員及び一般公衆の利用に供されるレクリエーション施設の設置及び管理

七 組合の事業に関する組合員の知識の向上を図るための教育及び組合員に対する一般的情報の提供

八 第十三条第一項に規定する農地利用規約の設定及び第十四条第一項に規定する農地利用契約の締結

九 前各号の事業に附帯する事業

3 第一項第一号に掲げる事業(これに附帯する事業を含む。次条第一項において同じ。)は、組合の地区内の市街化区域内農地等の全部又は相当部分を含む一団の土地について行なうものとする。

4 第二項第四号又は第五号に掲げる事業(これに附帯する事業を含む。)は、組合員が当面営農を継続するのに必要なる限度を超えるものであつてはならない。

第二節 土地区画整理事業
(土地区画整理事業)
第八条 組合は前条第一項第一号に掲げる事業を土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第二条第一項に規定する土地区画整理事業(同条第二項に規定する事業を含む。以下「土地区画整理事業」という。)として行つ場合には、組合を同法第三条第一項の規定により数人共同して施行する土地区画整理事業の施行者とみなして、同法の規定(第九條第二項、第十一條及び第十二條を除く。)を適用する。この場合において、同法第六条第三項中「わたらないように」

とあるのは、「わたらず、農住組合の地区と一致し、かつ、組合員(准組合員を除く。)の有する所有権又は借地権の目的となつていない宅地以外の宅地及び市街化区域外の土地を含まないよう」と読み替へるものとする。

2 土地区画整理法の規定の適用についての必要な技術的説替へは、政令で定める。

3 組合は、第一項の規定により適用される土地区画整理法第四条第一項の規約若しくは事業計画を定め、若しくは変更し、又は同法第八十六条第一項の換地計画を定め、若しくは変更しようとするときは、組合員(第十五条第二号の規定による組合員(以下「准組合員」という。))を除く。全員の合意によらなければならない。

4 第一項の規定により適用される土地区画整理法第四条第一項の事業計画においては、建設省令で定めるところにより、一団の住宅地等及び一団の営農地等の区域を定めることができる。

5 第一項の規定による土地区画整理法第百二十三条及び第百二十四条の規定の適用については、前二項の規定は、同法の規定とみなす。

第三節 交換分合
(交換分合計画の決定手続)
第九条 組合は、第七条第二項第三号に掲げる事業を行おうとする場合には、総会の議決を経て交換分合計画を定め、その交換分合計画により同法の交換分合(以下「交換分合」という。)をすべき土地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者のすべての同意を得て、都府県知事の認可を受けなければならない。

2 前項の交換分合計画は、主務省令で定めるところにより一団の住宅地等及び一団の営農地等が適切に配置され、それぞれの用途に応じた土地の有効利用が図られるようにこれを定めなければならない。

3 都府県知事は、交換分合計画において定める農地に係る権利の設定又は移転(市街化区域内

農地を住宅地等へ転換するためのものを除く。）の内容が農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第三条第二項の規定により同条第一項の許可をすることができない場合に該当すると認めるときは、第一項の規定による認可をしてはならない。

4 交換分合計画につき第一項の規定による認可があつたときは、当該交換分合計画において定める農地に係る権利の設定又は移転については、市街化区域内農地を住宅地等へ転換するためのものにあつては農地法第五条第一項第三号に規定する場合に該当するものとして同項の許可を要しない場合に該当するものとみなし、それ以外のものにあつては同法第三条第一項の許可があつたものとみなす。

第十条 組合が交換分合計画を定めようとする場合において、その交換分合計画に係る土地の所有者の申出又は同意があつたときは、当該交換分合計画においてその申出又は同意に係る土地の所有者が取得すべき土地を定めないのでその所有者が失うべき土地を定めることができる。この場合において、その所有者が失うべき土地について地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利（以下「使用収益権」という。）を有する者があるときは、組合は、その所有者が取得すべき土地を定めないのでこれら所有者のすべての同意を得なければならない。

2 前項前段の場合には、金銭による清算をするものとし、当該交換分合計画においてその額並びに支払及び徴収の方法及び時期を定めなければならない。

3 第一項の規定により所有者が取得すべき土地を定めないのでその所有者が失うべき土地を定める場合において、その所有者が失うべき土地の全部又は一部について先取特権、質権又は抵当権があるときは、前項の規定により交換分合計画において清算金を定めるに当たつて、当該権利の及ぶべき清算金の額を併せて定めなければならない。

ならない。

（土地改良法の準用）

第十一条 土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十九条（第一項及び第二項を除く。）、第一百零二条（第二項から第七七条まで）、第一百零八条第一項及び第二項、第九十九条、第一百零二条、第一百零三条、第一百零四条、第一百零五条、第一百零八条（第一項第二号から第五号まで及び第二項を除く。）、第一百零九条から第一百一十三条まで、第一百三十七條、第一百三十八條（第二号から第四号までを除く。）、第一百三十九條並びに第四百二二條の規定は、交換分合について準用する。この場合において、これらの規定の準用について必要な技術的読替えは、政令で定める。

第四節 土地改良事業

（土地改良事業の施行）

第十二条 組合が第七條第二項第五号に掲げる事業を土地改良法第二條第二項に規定する土地改良事業として行う場合には、組合を同法第九十五條第一項の規定により土地改良事業を行う農業協同組合とみなして、同法第二章第三節及び第五章（第一百十三條の二第三項、第一百九條、第二百二十條及び第二百二十六條を除く。）の規定並びに第三百三十八條（第二号から第四号までを除く。）、第三百三十九條及び第四百二二條の規定を適用する。

第五節 農地利用規約等

（農地利用規約）

第十三条 組合は、一団の営農地等に属する農地について所有権又は使用収益権を有する組合員で当面の営農の継続を希望するものの合意による申出に基づき、これらの者の当面の営農の円滑な継続に資するように、当該農地の利用に関する規約（以下「農地利用規約」という。）を定めることができる。ただし、当該農地の区域が次に掲げる条件に適合する一団の土地の区域でないときは、この限りでない。

一 おおむね一ヘクタール以上の規模の区域で

あること。

二 周辺の土地利用の状況、用排水その他の状況を勘案して当面の営農の継続が可能な条件を備えていると認められるものであること。

2 農地利用規約には、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 農地利用規約の対象となる農地の区域（以下「営農地区」という。）

二 農地としての管理に関する事項

三 住宅地等への転換に関する事項

四 農地利用規約に違反した場合の措置

五 農地利用規約の有効期間

3 組合は、農地利用規約を定めたときは、主務省令で定めるところにより、これを市町村長特別区の区長を含む。以下同じ。）に提出して、当該農地利用規約が営農地区における当面の営農の円滑な継続に資するものである旨の認定を受けることができる。

4 市町村長は、前項の規定による認定の申請があつた場合において、申請に係る農地利用規約の設定手続又は申請手続が法令に違反していると認めるときは、同項の認定をしてはならない。

5 市町村長は、第三項の認定をしたときは、遅滞なくその旨を公告しなければならない。

6 前各項に規定するもののほか、農地利用規約の設定、変更及び廃止並びに認定及びその取消しに関し必要な事項は、政令で定める。

7 市町村長は、農地利用規約の認定及びその取消しに関し、当該組合から必要な報告を徴することができる。

（農地利用規約）

第十四条 組合は、前条第三項の認定を受けた農地利用規約の目的を達成するため必要があると認めるときは、組合員以外の者で当該一団の営農地等に属する農地（営農地区に隣接していないものを除く。）について所有権又は使用収益権を有するものと、当該農地利用規約により組合員が遵守すべきこととされる事項と同一の事項をこれらの者が遵守すべきことをその内容とする契約（以下「農地利用契約」という。）を締結することができる。

2 農地利用契約を締結した組合が当該営農地区に係る農地利用規約を変更し、又は廃止しようとするときは、前条第一項の申出をした者のほか、当該農地利用契約を締結した者の同意を得なければならない。

第三章 組合員

（組合員たる資格）

第十五条 組合員たる資格を有する者は、次に掲げる者であつて定款で定めるものとする。

一 組合の地区内の土地（国又は地方公共団体の所有する土地を画整理法第二条第五項に規定する公共施設の用に供する土地を除く。）について所有権又は借地権（借地法（大正十年法律第四十九号）にいう借地権をいう。以下同じ。）を有する者

二 組合の地区内の農地について使用収益権を有する者（前号に掲げる者を除く。）

（出資）

第十六条 組合員は、出資一口以上を有しなければならない。

2 出資一口の金額は、均一でなければならない。

3 組合員の責任は、第十九條の規定による経費の負担を除くほか、その出資額を限度とする。

4 組合員は、出資の払込みについて、相殺をもつて組合に対抗することができない。

（持分の譲渡）

第十七条 組合員は、組合の承認を得なければ、その持分を譲渡することができない。

2 組合員でない者が持分を譲り受けようとするときは、加入の例によらなければならない。

3 持分の譲受人は、その持分について、譲渡人の権利義務を承継する。

4 組合員は、持分を共有することができない。

（議決権及び選挙権）

第十八条 組合員（准組合員を除く。）は、各一個の議決権及び役員選挙権を有する。

2 組合員は、定款で定めるところにより、第三

十九条の規定によりあらかじめ通知のあつた事項につき、書面又は代理人をもつて議決権又は選挙権を行うことができる。

3 前項の規定により議決権又は選挙権を行う者は、これを出席者とみなす。

4 代理人は、五人以上の組合員を代理することができない。

5 代理人は、代理権を証する書面を組合に提出しなければならない。

(経費)

第十九条 組合は、定款で定めるところにより、組合員に経費を賦課することができる。

2 組合員は、前項の経費の支払について、相殺をもつて組合に対抗することができない。

(過怠金)

第二十条 組合は、定款で定めるところにより、組合員に対して過怠金を課することができる。

(加入の自由)

第二十一条 組合員たる資格を有する者が組合に加入しようとするときは、組合は、正当な理由がないのに、その加入を拒み、又はその加入につき現在の組合員が加入の際に付されたよりも困難な条件を付してはならない。

(脱退の自由)

第二十二条 組合員は、六十日前までに予告し、事業年度末において脱退することができる。

2 前項の予告期間は、定款で延長することができる。ただし、その期間は一年を超えてはならない。

(法定脱退)

第二十三条 組合員は、次に掲げる事由によつて脱退する。

- 1 組合員たる資格の喪失
- 2 死亡又は解散
- 3 除名

2 除名は、次の各号の一に該当する組合員につき、総会の議決によつてすることができる。この場合において、組合は、その総会の日の前までにその組合員に対しその旨を通知し、かつ、総会において弁明する機会を与えなければならない。

一 長期間にわたつて組合の事業を利用しない組合員

二 出資の払込み、経費の支払その他組合に対する義務を怠つた組合員

三 その他定款で定める事由に該当する組合員

3 前項の除名は、除名した組合員にその旨を通知しなければ、これをもつてその組合員に対抗することができない。

(脱退者の持分の払戻し)

第二十四条 組合員は、脱退したときは、定款で定めるところにより、その持分の全部又は一部の払戻しを請求することができる。

2 前項の持分は、脱退した事業年度末における当該組合の財産によつてこれを定める。

(損失額の払込み)

第二十五条 持分を計算するに当たり、組合の財産をもつて債務を完済するに足りないときは、当該組合は、定款で定めるところにより、脱退した組合員に対して、その負担に帰すべき損失額の払込みを請求することができる。

(時効)

第二十六条 前二条の規定による請求権は、脱退の時から二年間これを行わないときは、時効によつて消滅する。

(持分の払戻しの停止)

第二十七条 組合は、脱退した組合員がその組合に対する債務を完済するまでは、その持分の払戻しを停止することができる。

(出資口数の減少)

第二十八条 組合員は、定款で定めるところにより、その出資口数を減少することができる。

2 前項の場合には、第二十四条及び第二十六条の規定を準用する。

第四章 管理

(定款)

第二十九条 組合の定款には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 事業

二 名称

三 地区

四 事務所所在地

五 組合員たる資格並びに組合員の加入及び脱退に関する規定

六 出資一口の金額及びその払込みの方法並びに一組合員の有することができる出資口数の最高限度

七 経費の分担に関する規定

八 剰余金の処分及び損失の処理に関する規定

九 準備金の額及びその積立ての方法

十 役員の数、職務の分担及び選挙又は選任に関する規定

十一 事業年度

十二 公告の方法

が総会(設立当時の役員にあつては、創立総会)において選挙する。ただし、定款で定めるところにより、総会外において選挙することができる。

4 役員は、無記名投票によつて行ふ。ただし、定款で定めるところにより、役員候補者が選挙すべき役員の数以内であるときは、投票を省略することができる。

5 投票は、組合員一人につき一票とする。

6 定款によつて定めた投票方法による選挙の結果投票の多数を得た者(第四項ただし書の規定により投票を省略した場合にあつては、当該候補者)を当選人とする。

7 総会外において役員を選挙を行うときは、投票所は、組合員の選挙権の適正な行使を妨げない場所と設けなければならない。

8 役員は、第三項の規定にかかわらず、定款で定めるところにより、組合員が総会(設立当時の役員にあつては、創立総会)において選任することができる。

9 理事の定数の少なくとも三分の二は、組合員(准組合員を除く。以下この項において同じ。)たる個人又は組合員たる法人の業務を執行する役員でなければならない。ただし、設立当時の理事は、設立の同意を申し出た個人又は設立の同意を申し出た法人の業務を執行する役員でなければならない。

(役員任期)

第三十二条 役員任期は、三年以内において定款で定める期間とする。

2 設立当時の役員任期は、前項の規定にかかわらず、創立総会(合併による設立にあつては、設立委員会)において定める期間とする。ただし、その期間は一年を超えてはならない。

(理事の職務)

第三十三条 理事は、法令、法令に基づいてする行政庁の処分、定款、事業基本方針及び規約(以下「法令等」という。)並びに総会の決議を遵守し、組合のため忠実にその職務を遂行しなければならない。

2 理事の定数は三人以上とし、監事の定数は一人以上とする。

3 役員は、定款で定めるところにより、組合員

ばならない。

2 理事がその任務を怠つたときは、その理事は、組合に対して連帯して損害賠償の責めに任ずる。

3 理事がその職務を行うにつき悪意又は重大な過失があつたときは、その理事は、第三者に対し連帯して損害賠償の責めに任ずる。重要な事項につき第四十二条第一項の書類に虚偽の記載をし、又は虚偽の登記若しくは公告をしたときも、同様とする。

(役員兼職禁止)

第三十四条 理事は、監事又は組合の使用人と、監事は、理事又は組合の使用人と、それぞれ兼ねてはならない。

(理事の自己契約等の禁止)

第三十五条 組合が理事と契約するときは、監事が組合を代表する。組合と理事との訴訟についても、同様とする。

(総会の招集)

第三十六条 理事は、毎事業年度一回通常総会を招集しなければならない。

第三十七条 組合員(准組合員を除く。)が総組合員(准組合員を除く。)の五分の一以上の同意を得て、会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面を理事に提出して総会の招集を請求したときは、理事は、その請求があつた日から二十日以内に総会を招集しなければならない。

第三十八条 理事の職務を行う者がいないとき、又は前条の請求があつた場合において理事が正当な理由がないのに総会招集の手続をしないときは、監事は、総会を招集しなければならない。

(総会招集の手続)

第三十九条 総会招集の通知は、その総会の日の十日前までに、その会議の目的たる事項を示してしなければならない。

(組合員に対する通知又は催告)

第四十条 組合が組合員に対してする通知又は催告は、組合員名簿に記載したその者の住所に、その者が別に通知又は催告を受ける場所を組合

に通知したときは、その場所にあてればよい。

2 前項の通知又は催告は、通常到達すべきであつた時に到達したものとみなす。

(定款その他の書類の備付け及び閲覧)

第四十一条 理事は、定款、事業基本方針、規約及び総会の議事録を各事務所に、組合員名簿を主たる事務所に備えて置かなければならない。

2 組合員名簿には、各組合員について次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所

二 加入の年月日

三 出資口数及び出資各口の取得の年月日

四 払込済出資額及びその払込みの年月日

五 准組合員である者については、その旨

3 組合員及び組合の債権者は、第一項の書類の閲覧を求めることができる。

(決算関係書類の提出、備付け及び閲覧)

第四十二条 理事は、通常総会の日から一週間前までに、事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分案又は損失処理案を監事に提出し、かつ、これらを主たる事務所に備えて置かなければならない。

2 組合員及び組合の債権者は、前項の書類の閲覧を求めることができる。

3 第一項に掲げる書類を通常総会に提出するときは、監事の意見書を添付しなければならない。

(役員改選の請求)

第四十三条 組合員(准組合員を除く。)は、総組合員(准組合員を除く。)の五分の一以上の連署をもつて、その代表者から役員改選を請求することができる。

2 前項の規定による請求は、理事の全員又は監事の全員について同時にしなければならない。

ただし、法令等の違反を理由として改選を請求する場合は、この限りでない。

3 第一項の規定による請求は、改選の理由を記載した書面を理事に提出してしなければならない。

4 第一項の規定による請求があつたときは、理

事は、これを総会の議に付さなければならない。

この場合には、第三十七条及び第三十八条の規定を準用する。

5 第三項の書面の提出があつたときは、理事は、総会の日の一週間前までにその請求に係る役員にその書面又はその写しを送付し、かつ、総会において弁明する機会を与えなければならない。

6 第一項の規定による請求につき第四項の総会において出席者の過半数の同意があつたときは、その請求に係る役員は、その時にその職を失う。

(役員についての商法等の準用)

第四十四条 商法明治三十二年法律第四十八号(第二百五十四条第三項、第二百五十六条第三項及び第二百五十八条第一項の規定は理事及び監事について、民法(明治二十九年法律第八十九号)第四十四条第一項、第五十二条第二項、第五十三条から第五十六条まで及び第六十一条第一項の規定は理事について、第三十三条、民法第五十九条及び商法第二百七十八條の規定は監事について、それぞれ準用する。この場合において、民法第五十六条中「裁判所ハ利害關係人又ハ檢察官」とあるのは、「都府県知事ハ利害關係人」と読み替へるものとする。

(参事及び会計主任)

第四十五条 組合は、参事及び会計主任を選任し、その主たる事務所又は従たる事務所において、その業務を行わせることができる。

2 参事及び会計主任の選任又は解任は、理事の過半数で決する。

3 商法第三十八条第一項及び第三項、第三十九条、第四十一条並びに第四十二条の規定は、参事について準用する。

第四十六条 組合員(准組合員を除く。)は、総組合員(准組合員を除く。)の十分の一以上の同意を得て、理事に対し、参事又は会計主任の解任を請求することができる。

2 前項の規定による請求は、解任の理由を記載

した書面を理事に提出してしなければならない。

3 第一項の規定による請求があつたときは、理事は、当該参事又は会計主任の解任の可否を決しなければならない。

4 理事は、前項の可否を決する日から七日前までに、当該参事又は会計主任に対し、第二項の書面又はその写しを送付し、かつ、弁明する機会を与えなければならない。

(競業関係にある者の役員等への就任禁止)

第四十七条 組合の行う事業と実質的に競争関係にある事業を営み、又はこれに従事する者は、その組合の理事、監事、参事又は会計主任となることができない。

(総会の議決事項)

第四十八条 次に掲げる事項は、総会の議決を経なければならない。

一 定款の変更

二 事業基本方針の変更

三 規約の設定、変更又は廃止

四 毎事業年度の事業計画の設定又は変更

五 経費の賦課及び徴収の方法

六 事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案及び損失処理案

2 定款及び事業基本方針の変更は、都府県知事の認可を受けなければならない。

3 第六十七条第二項及び第六十八条の規定は、前項の認可について準用する。

4 組合の地区に係る定款の変更については、前項に規定するもののほか、第六十条の規定を準用する。この場合において、組合の地区内の土地となつた際市街化区域内農地等であつた土地で組合の事業により定款の変更の認可前に市街化区域内農地等でなくなつたものは、同条に規定する市街化区域内農地等とみなす。

(総会の議事)

第四十九条 総会の議事は、この法律、定款又は規約に特別の定めがある場合を除いて、出席者の議決権の過半数で決し、可否同数のときは、

議長の決するところによる。

2 議長は、総会において選任する。

3 議長は、組合員として総会の議決に加わることをできない。

(特別議決事項)

第五十条 次に掲げる事項は、総組合員(准組合員を除く。)の半数以上が出席し、その議決権の三分の二以上の多数による議決を必要とする。

一定款の変更

二 事業基本方針の変更

三 組合の解散及び合併

四 組合員の除名

(総会についての民法及び商法の準用)

第五十一条 民法第六十四条及び第六十六条並びに商法第二百四十三条、第二百四十四条、第二百四十七条から第二百四十九条まで、第二百五十二条及び第二百五十三条の規定(これらの規定中監査役に関する部分を除く。)は、総会について準用する。この場合において、民法第六十四条中「第六十二条」とあるのは「農住組合法第三十九条」と、商法第二百四十三条中「第二百三十二条」とあるのは「農住組合法第三十九条」と、同法第二百四十七条第一項中「第三百四十三条」とあるのは「農住組合法第五十条」と読み替えるものとする。

(出資一口の金額の減少)

第五十二条 組合は、出資一口の金額の減少を議決したときは、その議決の日から二週間以内に財産目録及び貸借対照表を作成しなければならぬ。

2 組合は、前項の期間内に、債権者に対して、異議があれば一定の期間内にこれを述べるべき旨を公告し、かつ、知れている債権者には、各別にこれを催告しなければならない。

3 前項の一定の期間は、一月を下つてはならない。

第五十三条 債権者が前条第二項の一定の期間内に異議を述べなかつたときは、出資一口の金額の減少を承認したものとみなす。

2 債権者が異議を述べたときは、組合は、弁済し、若しくは相当の担保を供し、又は債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社若しくは信託業務を営む銀行に相当の財産を信託しなければならない。

3 商法第三百八十条(監査役に関する部分を除く。)の規定は、組合の出資一口の金額の減少について準用する。

(準備金及び繰越金)

第五十四条 組合は、定款で定める額に達するまでは、毎事業年度の剰余金の十分の一以上を準備金として積み立てなければならない。

2 前項の定款で定める準備金の額は、出資総額の二分の一を下つてはならない。

3 第一項の準備金は、損失のてん補に充てる場合を除いては、取り崩してはならない。

4 第七條第二項第七号に掲げる事業を行う組合は、当該事業の費用に充てるため、毎事業年度の剰余金の二十分の一以上を翌事業年度に繰り越さなければならない。

(剰余金の配当)

第五十五条 組合は、損失をてん補し、前条第一項の準備金及び同条第四項の規定による繰越金を控除した後でなければ、剰余金の配当をしてはならない。

2 前項の剰余金の配当は、定款で定めるところにより、組合員の組合事業の利用分置又は払込済出資額に応じてしなければならない。この場合において、払込済出資額に応じてする配当の率は、年八パーセント以内において政令で定める割合を超えてはならない。

(区分経理)

第五十六条 土地区画整理事業を行う組合(委託を受けて行う場合を除く。次条において同じ。)は、土地区画整理事業に係る経理を他の事業に係る経理と区分して整理しなければならない。

(資金)

第五十七条 土地区画整理事業を行う組合は、第八条第一項の規定により適用される土地区画整理法第四百九条第九項の規定により取得する保留地の処分により得た金銭を当該土地区画整理事業の施行の費用に充てるための資金として、次に掲げる方法により管理しなければならない。

一 銀行その他主務大臣が指定する金融機関への預金

二 国債、地方債その他主務大臣が指定する有価証券の取得

(財務基準)

第五十八条 前四条に定めるもののほか、組合が、その組合員との間の財務関係を明らかにし、組合員の利益を保全することができるように、その財務を適正に処理するための基準として従わなければならない事項は、政令で定める。

(組合の持分取得の禁止)

第五十九条 組合は、組合員の持分を取得し、又は質権の目的としてこれを受けることができない。

第五章 設立

(組合の地区)

第六十条 組合を設立するには、その設立の時に於いて次の条件に適合する一団の土地の区域(当該一団の土地に近接する一団の市街化区域内農地等で政令で定めるもの(第六十八条第二項において「飛び農地」という。)の区域を含む。)をその地区としなければならない。

一 政令で定める規模以上の一団の市街化区域内農地等を含むものであること。

二 市街化区域内農地等の面積の合計が、当該一団の土地の区域の面積の大部分を占めるものであること。

三 当該一団の土地の区域内にある市街化区域内農地等の全部又は一部が、土地区画整理事業が現に行われている、又は行われた土地の区域、大都市地域における住宅地等の供給の促進に関する特別措置法(昭和五十年法律第六十七号)による住宅街区整備事業又は生産緑地法(昭和四十九年法律第六十八号)第四

条第一項に規定する開発行為が行われる、又は行われた土地の区域、都市計画法第八條第一項第十三号に掲げる第一種生産緑地地区の区域その他政令で定める区域に含まれるものでないこと。

(発起人)

第六十一条 組合を設立するには、大都市地域の市街化区域内農地について所有権を有する者四人以上が発起人となることを必要とする。

(設立準備会)

第六十二条 発起人は、あらかじめ組合の事業及び地区並びに組合員たる資格に関する目録見書を作成し、これを設立準備会の日時及び場所とともに公告して、設立準備会を開かなければならない。

2 前項の規定による公告は、設立準備会の日の二週間前までにしなければならない。

第六十三条 設立準備会においては、出席した組合員(准組合員を除く。)とならうとする者の中から、定款及び事業基本方針の作成に当たるべき者(以下「定款等作成委員」という。)を選任し、かつ、地区、組合員たる資格その他定款作成の基本となるべき事項及び事業基本方針の概要を定めなければならない。

2 定款等作成委員は、四人以上でなければならない。

3 設立準備会の議事は、出席した組合員(准組合員を除く。)とならうとする者の過半数の同意をもつて決する。

(事業基本方針)

第六十四条 事業基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 組合の地区内において、組合員の当面の営農の継続を図りつつ市街化区域内農地を住宅地等へ転換するために組合が行う事業の種類及びその実施の方針

二 その他主務省令で定める事項

ばならない。

(農業団体等に対する事業基本方針の送付等)

第六十五条 定款等作成委員が事業基本方針を作成したときは、発起人は、次条第一項の規定による公告前に、主務省令で定めるところにより、当該事業基本方針を主務省令で定める農業団体等に送付するものとする。

2 前項の規定により発起人から事業基本方針の送付を受けた農業団体等は、発起人に対し、当該事業基本方針について意見を述べることができ、

3 前項の規定により農業団体等が意見を述べたときは、発起人は、その概要を創立総会に提出するものとする。

(創立総会)

第六十六条 定款等作成委員が定款及び事業基本方針を作成したときは、発起人は、これを創立総会の日時及び場所とともに公告して、創立総会を開かなければならない。

2 前項の規定による公告は、創立総会の日二週間前までにしなければならない。

3 定款等作成委員が作成した定款及び事業基本方針の承認その他設立に必要な事項の決定は、創立総会の議決によらなければならない。

4 創立総会においては、前項の定款及び事業基本方針を修正することができる。ただし、地区及び組合員たる資格に関する規定については、この限りでない。

5 創立総会の議事は、組合員(准組合員を除く)たる資格を有する者でその創立総会の日までに発起人に対し設立の同意を出したものの半数以上が出席し、その議決権の三分の二以上でこれを決する。

6 前項に規定する者は、書面及び代理人をもって議決権及び選挙権を行使することができる。

7 第十八条(第二項を除く)、第四十九条第二項及び第三項、民法第六十六条並びに商法第二百四十三条、第二百四十四条、第二百四十七条から第二百四十九条まで、第二百五十二条及び

第二百五十三条の規定(これらの規定中監督役に関する部分を除く)は、創立総会について準用する。この場合において、商法第二百四十三条中「第二百三十二条」とあるのは「農住組合法第六十六条第一項」と、同法第二百四十七条第一項中「第二百四十三条」とあるのは「農住組合法第六十六条第五項」と読み替えるものとする。

(設立の認可の申請)

第六十七条 発起人は、創立総会の終了後遅滞なく、主務省令で定めるところにより、定款及び事業基本方針並びに事業計画を都府県知事に提出して設立の認可を申請しなければならない。

2 発起人は、都府県知事の要求があるときは、組合の設立に関する報告書を提出しなければならない。

3 第一項の規定による認可の申請を行うことができるのは、この法律の施行の日から十年を経過する日までとする。

(設立の認可)

第六十八条 都府県知事は、前条第一項の規定による認可の申請があつた場合において、次の各号の一に該当すると認めるときは、その認可をしてはならない。

一 設立の手續又は定款若しくは事業基本方針の内容が、法令又は法令に基づいてする行政庁の処分に違反するとき。

二 組合の行う事業のために必要な経済的基礎を欠く等事業基本方針に記載される事項を達成することが著しく困難であると認められるとき。

三 組合の事業の実施により組合の地区内の市街化区域内農地等の相当部分が住宅地等へ転換される見込みが確実でないとき。

四 地区の全部又は一部が他の組合の地区と重複することとなるとき。

2 都府県知事は、組合の地区に飛び農地が含まれる場合においては、当該飛び農地を住宅地等として利用する見込みが確実であり、かつ、当

該飛び農地について所有権又は使用収益権を有する者で設立の同意を出したものが組合の地区内にある市街化区域内農地(飛び農地であるものを除く)において当面農業を継続する見込みが確実であると認められるときでなければ、前条第一項の認可をしてはならない。

3 都府県知事は、組合の地区に市街化区域外の土地が含まれる場合においては、当該土地が農地等であり、かつ、政令で定めるところにより当該土地を農地等として利用することが組合の地区内の市街化区域内農地等の住宅地等への円滑な転換に資することとなると認められるときでなければ、前条第一項の認可をしてはならない。

4 都府県知事は、前条第一項の認可をしようとするときは、あらかじめ関係市町村(特別区を含む)の意見を聴かなければならない。

(理事への事務引渡し)

第六十九条 設立の認可があつたときは、発起人は、遅滞なくその事務を理事に引き渡さなければならない。

2 理事は、前項の規定による引渡しを受けたときは、遅滞なく出資の第一回の払込みをさせなければならない。

3 現物出資者は、第一回の払込みの期日に、出資の目的たる財産の全部を給付しなければならない。ただし、登記、登録その他権利の設定又は移転につき第三者に対抗するため必要な行為は、組合の成立後にすることを妨げない。

(成立の時期)

第七十条 組合は、主たる事務所の所在地において設立の登記をすることによって成立する。

第六章 解散及び清算

(解散の事由)

第七十一条 組合は、次に掲げる事由によつて解散する。

一 総会の決議
二 組合の合併
三 組合の破産

四 定款で定める存立時期の満了

五 第八十四条第一項の規定による解散の命令

2 解散の決議は、都府県知事の認可を受けなければならない。その効力を生じない。

3 第六十七条第二項及び第六十八条第一項(第二号から第四号までを除く)の規定は、前項の認可の申請があつた場合について準用する。

4 組合は、第一項に掲げる事由のほか、組合員(准組合員を除く)が四人未満になつたことにより解散する。

5 組合は、前項の規定により解散したときは、遅滞なくその旨を都府県知事に届け出なければならない。

(合併の手續)

第七十二条 組合が合併しようとするときは、各組合の総会において合併を議決しなければならない。

2 合併をするには、定款及び事業基本方針を都府県知事に提出して合併の認可を申請しなければならない。

3 第六十七条第二項及び第六十八条の規定は、前項の規定による申請があつた場合について準用する。

4 第五十二条及び第五十三条の規定は、組合の合併について準用する。

第七十三条 合併によつて組合を設立するには、各組合の総会において組合員(准組合員を除く)の中から選任した設立委員が共同して、定款及び事業基本方針を作成し、役員を選任し、その他設立に必要な行為をしなければならない。

2 第五十条の規定は、前項の規定による設立委員の選任について準用する。

3 第三十一条第九項本文の規定は、第一項の規定による役員のうち理事の選任について準用する。

(合併の時期)

第七十四条 組合の合併は、合併後存続する組合又は合併によつて成立する組合がその主たる事

(業務又は財産状況の報告の徴収)

組合が法令に違反した場合において 都府

有者か　その消滅した借地権が賃借権であるか

新井田を定めて、きこくを三等に分け、西を

めるべき者に要請すべき旨の申出をすることが出来る。

2 組合は、前項に規定する一団の営農地等の全部又は一部の区域で、生産緑地法第三条第一項の規定による第一種生産緑地地区に関する都市計画に関する基準に適合し、かつ、当該区域に属する農地等の所有者のすべてが前項の規定による申出があつたものについては、建設省令で定めるところにより、都市計画に同条第一項の規定による第一種生産緑地地区を定めるべきことを当該都市計画を定めるべき者に對し要請するものとする。

(農地所有者等賃貸住宅建設融資利子補給臨時措置法の特例)

第八十九条 組合(政令で定める要件に該当する組合員(准組合員を除く。))が過半を占めるものに限り、が市街化区域内農地を転用して賃貸住宅を建設する場合において、当該賃貸住宅の規模、構造及び設備が農地所有者等賃貸住宅建設融資利子補給臨時措置法(昭和四十六年法律第三十二号)第二条第二項の建設省令で定める基準に適合し、かつ、当該賃貸住宅が同項第一号に掲げる条件に該当する一団地の住宅の全部又は一部をなすと認められるときは、当該組合を同条第一項第三号に該当する者と、当該賃貸住宅を同条第二項に規定する特定賃貸住宅とみなして、同法の規定を適用する。

2 組合が市街化区域内農地(特定市街化区域農地の固定資産税の課税の適正化に伴う宅地化促進臨時措置法(昭和四十八年法律第百二二号)第二条に規定する特定市街化区域農地に該当するもの及び大都市地域における住宅地等の供給の促進に関する特別措置法第五条第一項の規定による土地区画整理促進区域又は同法第二十四条第一項の規定による住宅街整備促進区域内のものを除く。)を転用し、その土地に組合員の委託を受けて賃貸住宅を建設する場合において、当該賃貸住宅が農地所有者等賃貸住宅建設融資利子補給臨時措置法第二条第二項に規定す

る特定賃貸住宅に該当しないものであつても、その規模、構造及び設備が同項の建設省令で定める基準に適合し、かつ、同項第一号に掲げる条件に該当する一団地の住宅の全部又は一部をなすと認められるときは、これを同項に規定する特定賃貸住宅とみなして、同法の規定を適用する。

(大都市の特例)

第九十条 この法律中府県知事の権限に属する事務で政令で定めるものは、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市においては、政令で定めるところにより、指定都市の長が行うものとする。この場合においては、この法律中府県知事に関する規定は、指定都市の長に関する規定として指定都市の長に適用があるものとする。

(援助の請求)

第九十一条 組合は、主務省令で定める農業団体等に対し、組合の事業に関し、必要な助言又は援助を求めることができる。

(組合に対する助言及び指導)

第九十二条 国及び関係地方公共団体は、組合に對して、その事業の施行の促進を図るため必要な助言及び指導を行うことができる。

(主務大臣等)

第九十三条 この法律における主務大臣は、内閣総理大臣、農林水産大臣及び建設大臣とする。

2 この法律において主務省令は、主務大臣の発する命令とする。

(内閣総理大臣の権限の委任)

第九十四条 内閣総理大臣は、政令で定めるところにより、この法律の規定によるその権限の一部を国土庁長官に委任することができる。

第九章 罰則

第九十五条 組合の役員が、どのような名義をもつてするのであつても、投機取引のために組合の財産を処分したときは、これを三年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

2 前項の罪を犯した者には、情状により、懲役

刑及び罰金を併科することができる。

3 第一項の規定は、刑法(明治四十年法律第四十五号)に正条がある場合には適用しない。

第九十六条 第八十一条の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は第八十二条の規定による検査を拒み、妨げ若しくは忌避した者は、十万円以下の罰金に処する。

2 組合の代表者又は代理人、使用人その他の従業者がその組合の業務に関して前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その組合に對して同項の罰金を科する。

第九十七条 次の各号の一に該当する場合には、組合の役員又は清算人は、十万円以下の過料に処する。

一 この法律の規定に基づいて組合が行うことができる事業以外の事業を行ったとき。

二 第六条第一項の規定に基づく政令で定める登記を怠り、又は虚偽の登記をしたとき。

三 第二十一条、第二十三条第二項後段、第三十四条又は第三十六条の規定に違反したとき。

四 第三十七条又は第三十八条(これらの規定を第四十三条第四項において準用する場合を含む。)の規定に違反したとき。

五 第四十一条第一項若しくは第四十二条第一項の規定に違反して、書類を備えて置かず、その書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は正当な理由がないのに第四十一条第三項若しくは第四十二条第二項の規定による閲覧を拒んだとき。

六 第四十三条第五項又は第四十六条第四項の規定に違反したとき。

七 第五十二条若しくは第五十三条第二項の規定に違反して出資一口の金額を減少し、又は第七十二条第四項において準用する第五十二条若しくは第五十三条第二項の規定に違反して組合の合併をしたとき。

八 第五十四条から第五十七条までの規定に違反したとき。

九 第五十九条の規定に違反して組合員の持分を取得し、又は質権の目的としてこれを受けたとき。

十 第七十一条第五項の規定に違反したとき。

十一 第七十七条又は第七十九条の書類に記載すべき事項を記載せず、又は虚偽の記載をしたとき。

十二 第七十八条の規定に違反して組合の財産を分配したとき。

十三 第八十条において準用する民法第七十九条第二項又は同法第八十一条第一項に規定する公告を怠り、又は不正の公告をしたとき。

十四 第八十条において準用する民法第七十九条第一項の期間内に債権者に弁済したとき。

十五 第八十条において準用する民法第八十一条第一項の規定に違反して破産宣告の請求を怠つたとき。

2 第四十七条の規定に違反した者は、これを十万円以下の過料に処する。

第九十八条 第四条第二項の規定に違反した者は、五万円以下の過料に処する。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(名称の使用制限に関する経過措置)

第二条 この法律の施行の際現にその名称中に農住組合という文字を用いている者については、第四条第二項の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

(国土庁設置法の一部改正)

第三条 国土庁設置法(昭和四十九年法律第九十八号)の一部を次のように改正する。

第四条第二十二号中ミをシとし、メをミとし、ユをメとし、キをユとし、サをキとし、アをサとし、テをアとし、エをテとし、コをエとし、フをコとし、ケをフとし、マをケとし、ヤの次に次のように加える。

マ 農住組合法（昭和五十五年法律第
号）

第五条第二項中「コからキまで及びミ」を「エからユまで及びシ」に改め、同条第四項中「及びヤ」を「からマまで」に改め、同条第五項中「マからフ」を「ケからコ」に改め、同条第七項中「ユ及びメ」を「メ及びミ」に改める。

（農林水産省設置法の一部改正）

第四条 農林水産省設置法（昭和二十四年法律第百五十三号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項第七号の次に次の一号を加える。

七の二 農住組合法（昭和五十五年法律第

号）の施行に関する事務で農林水産省の所掌に属するものを処理すること。（構造改善局の所掌に属することを除く。）

第九条第一項第十三号の次に次の一号を加える。

十三の二 農住組合法の施行に関する事務で農林水産省の所掌に属するもののうち農住組合が行う交換分合、土地改良事業、農地利用規約の設定及び農地利用契約の締結に關すること。

（建設省設置法の一部改正）

第五条 建設省設置法（昭和二十三年法律第百十三号）の一部を次のように改正する。

第三条中第二十二号の七を第二十二号の八とし、第二十二号の六の次に次の一号を加える。

二十二の七 農住組合法（昭和五十五年法律第号）の施行に関する事務を管理すること。

第四条第三項中「第二十二号の六までに規定する事務」の下に「同条第二十二号の七に規定する事務（都市局及び住宅局の所掌に属するものを除く）」を加え、同条第四項中「並びに同条第六号」を「同条第六号」に改め、「第七号の四までに規定する事務」の下に「並びに同条第二十二号の七に規定する事務のうち農住組合が行う事業で土地区画整理事業及び交換分合

に係るものに関するもの」を加え、同条第七項中「第二十二号の七」を「に規定する事務、同条第二十二号の七に規定する事務のうち農住組合が行う事業で住宅の建設、賃貸その他の管理又は譲渡に係るものに関するもの、同条第二十二号の八」に改める。

理由

大都市地域において住宅地及び住宅の供給を拡大し、あわせて市街化区域内農地の所有者等の経済的地位の向上を図るため、これらの者が協同して、必要に応じ当面の営農の継続を図りつつ市街化区域内農地を円滑かつ速やかに住宅地等へ転換するための事業を行うための組織を設けることができるようにする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

昭和五十五年十月二十四日印刷

昭和五十五年十月二十五日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

W